

嵐山町議会平成26年第2回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月4日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
広報広聴特別委員会所管事務調査報告	11
請願の委員会付託	14
休会の議決	15
散会の宣告	15

第 2 号 (6月9日)

議事日程	27
出席議員	28
欠席議員	28
本会議に出席した事務局職員	28
説明のための出席者	28

開議の宣告	3 1
諸般の報告	3 1
一般質問	3 1
4番 長島邦夫議員	3 1
6番 畠山美幸議員	5 6
1番 森一人議員	7 8
13番 渋谷登美子議員	9 0
散会の宣告	1 2 0

第 3 号 (6月10日)

議事日程	1 2 1
出席議員	1 2 2
欠席議員	1 2 2
本会議に出席した事務局職員	1 2 2
説明のための出席者	1 2 2
開議の宣告	1 2 5
諸般の報告	1 2 5
一般質問	1 2 5
2番 大野敏行議員	1 2 5
9番 川口浩史議員	1 3 4
12番 松本美子議員	1 5 6
10番 清水正之議員	1 6 9
11番 安藤欣男議員	1 9 5
会議時間の延長	2 0 7
散会の宣告	2 1 2

第 4 号 (6月11日)

議事日程	2 1 3
出席議員	2 1 5
欠席議員	2 1 5

本会議に出席した事務局職員	2 1 5
説明のための出席者	2 1 5
開議の宣告	2 1 7
諸般の報告	2 1 7
報告第 1 号の上程、説明、質疑	2 1 7
報告第 2 号の上程、説明、質疑	2 1 9
報告第 3 号の上程、説明、質疑	2 2 1
報告第 4 号の上程、説明、質疑	2 2 2
報告第 5 号の上程、説明、質疑	2 2 3
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 5
承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 6
承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 9
同意第 2 号の上程、説明、質疑、採決	2 4 2
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 3
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 6
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 5
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 6
閉会中の継続調査の申し出について	2 5 8
日程の追加	2 5 8
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 8
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 8
発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 0
発議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 0
発議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 2
発議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 3
発議第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 8
町長挨拶	3 0 4
議長挨拶	3 0 5
閉会の宣告	3 0 5

署名議員..... 3 0 7

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第135号

平成26年第2回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年5月27日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成26年6月4日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	森	一	人	議 員	2 番	大	野	敏	行	議 員		
3 番	佐	久	間	孝	光	議 員	4 番	長	島	邦	夫	議 員
6 番	畠	山	美	幸	議 員	7 番	吉	場	道	雄	議 員	
8 番	河	井	勝	久	議 員	9 番	川	口	浩	史	議 員	
1 0 番	清	水	正	之	議 員	1 1 番	安	藤	欣	男	議 員	
1 2 番	松	本	美	子	議 員	1 3 番	渋	谷	登	美	子	議 員
1 4 番	青	柳	賢	治	議 員							

○ 不 応 招 議 員 (な し)

○出席議員（13名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
6番	畠山	美幸	議員	7番	吉場	道雄	議員
8番	河井	勝久	議員	9番	川口	浩史	議員
10番	清水	正之	議員	11番	安藤	欣男	議員
12番	松本	美子	議員	13番	渋谷	登美子	議員
14番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	山	岸	堅	護
書	記	岡	野	富	春
書	記	久	保	か	おり

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長								
安	藤	實	副	町	長							
井	上	裕	美	総	務	課	長					
中	嶋	秀	雄	地	域	支	援	課	長			
中	西	敏	雄	税	務	課	長					
山	下	次	男	町	民	課	長					
石	井	彰	健	康	い	き	い	き	課	長		
青	木	務	長	寿	生	き	が	い	課	長		
植	木	弘	文	化	ス	ポ	ー	ツ	課	長		
大	塚	晃	環	境	農	政	課	長				
山	下	隆	志	企	業	支	援	課	長			
根	岸	寿	一	ま	ち	づ	く	り	整	備	課	長
新	井	益	男	上	下	水	道	課	長			

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保	錦 一	教 育 長
簾 藤	賢 治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成26年嵐山町議会第2回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○青柳賢治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第8番 河井勝久議員

第9番 川口浩史議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○青柳賢治議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

[安藤欣男議会運営委員長登壇]

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回定例会を前にして、5月28日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として青柳議長、出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、井上総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告5件、人事1件、承認3件、条例1件、予算2件の計12件ということでございます。このほか、追加議案、議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は本日4日から6月11日までの8日間とすることに決定をいたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受け付け順として、6月9日に1番の長島議員から4番の渋谷議員、6月10日に5番の大野議員から9番の私、安藤といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日から6月11日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案は、報告5件、人事1件、承認3件、条例1件、予算2件の計12件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、追加議案並びに議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、3月から5月末までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成26年5月7日に県民健康センターにおいて開催されました埼玉県町村議会議長会主催の議会広報研修会に、議会報編集委員3名が出席いたしました。平成26年5月27日、メルパルクホールにおいて、全国町村議会議長会主催の町村議長、副議長研修会に本職と副議長が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました議員提出議案発議第3号 婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するよう求める意見書の提出についてにつきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願の写し、陳情第3号 適正な法曹人口の検討をはじめとする法曹養成制度全般の抜本的な見直しの実施を求める意見書ご採択のお願いの写し、並びに陳情第4号 地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売に関する調査協力のお願いの写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、議会基本条例の規定に基づき、第5回議会報告会を開催いたしましたので、報告いたします。議会報告会の実施に当たり、5月17日午前10時から北部交流センターで、18日午後2時からふれあい交流センターで開催いたしました。詳細につきましては、後ほど広報広聴特別委員長より報告いたします。

以上で、議長より諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○青柳賢治議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告に合わせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成26年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところであります。

本議会に提案をいたします議案は、報告5件、人事1件、承認3件、条例1件、予算2件、計12件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成26年2月から平成26年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告を申し上げますので、ご高覧願いたいと存じます。

なお、4月1日現在の職員総数でございますが、三役を除きまして146名であります。新採用職員につきましては5名、退職者では8名であります。

また、スローシネマ方式の映画「じんじん」を各小中学校の子供たちをはじめ、多くの町民の皆さんに鑑賞をしていただきました。家族関係で希薄になりつつある社会の中で、家族とは何か、地域とは何か、これを考えさせられるすばらしい作品でありました。上映にご協力いただいた実行委員の皆様には厚く御礼を申し上げます。この映画上映を機に、さらなる協働のまちづくりに町民と一丸となりまして取り組んでまいり所存でございます。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶並びに行政報告を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

[小久保錦一教育長登壇]

○小久保錦一教育長 地方自治法第122条による事務に関する説明書35ページをお開きください。

4月1日発令の人事異動につきましては、お手元の表のとおりでございます。31名転入、転出30名ございました。

36ページをお開きください。学校教育関係の(1)学校基本調査の結果について申し上げます。小学校児童数、本年度823名、前年度比マイナス36名、学級数は前年度

と同じでございます。中学校生徒数、本年度471名、5の減でございます。学級数は変わりません。嵐山幼稚園につきましては、本年度4歳児50人定員いっぱいございました。

以上でございます。

なお、その他の工事関係等については、ご高覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 委員会報告をします。朗読をもって報告といたします。

平成26年6月4日

嵐山町議会議長 青 柳 賢 治 様

総務経済常任委員長 吉 場 道 雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

観光の推進とそれに付随するインフラ整備について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」を調査するため、4月17日及び5月21日に委員会行政視察を行い、調査研究しました。

(1) 4月17日の委員会について。

当日は前回の委員会で課題となっていた部分について山下企業支援課長から説明を受けました。

ア 「道の駅いちごの里よしみ」の状況

(ア) 補助金

- ・国土交通省 造成、駐車場、トイレ、広場（滑り台）などの整備
- ・農林水産省 造成を含む物産館、いちごハウスなど建物の整備
- ・その他 町の財源、起債
- ・土地は10筆で借地なし

(イ) 施設が点在しており、雨天時は来客時等に不便を生じさせてしまうため、大きな建物1カ所にまとめたほうがよかった。

イ 交通量、交通事故軽減を絡めた部分も必要。254バイパスは県の緊急輸送路に指定されており、嵐山町の場合もいざというときの拠点に考えられ、計画の中に盛り込む必要がある。

ウ おもてなし日本一埼玉県観光づくり基本計画

「道の駅」の整備は相当の事業費、年数が必要になる。埼玉県ではオリンピックに関連した事業、観光づくり基本計画（平成24年度～平成28年度）の事業に対しメニューが広範囲にわたっている。直売所の関係では既存の直売所を充実させるために周辺を開発できる事業もある。町の事業に合わせて整備していくことが可能である。

以上、説明を受け、次の委員会は「道の駅いちごの里よしみ」を行政視察することとしました。

(2) 5月21日の行政視察について。

当日は青柳議長、山下企業支援課長同席のもと、吉見町の「道の駅いちごの里よしみ」を視察した。

ア 立ち上げまでの経緯

第3次吉見町総合振興計画（平成7年度～17年度）に「道の駅整備の促進」が掲載され、第4次総合振興計画（平成13年度～17年度）に「道の駅の整備」が計画された。

イ 事業期間及び事業費、施設概要

(ア) 事業期間 平成14年度～平成16年度

(イ) 敷地面積 約2万5,000平方メートル

(ウ) 総事業費 約10億5,500万円

(エ) 経営構造対策事業（補助率：国2分の1 県2分の1）

- ・事業費 約2億8,400万円

・いちごの里物産館、食堂、体験室、売店、菓子加工室、その他（原材料室、事務室、トイレ、休憩室）

（オ）まちづくり総合支援事業（補助率：国 3分の1 町 3分の2）

- ・事業費 約7億7,100万円
- ・駐車場、円形広場、芝生広場等

ウ 有限会社いちごの里よしみの概要

（ア）第三セクター立ち上げの経緯

「吉見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」制定後、指定管理者が選定され、議会の議決を経て指定された。

（イ）出資者

- | | |
|-------------------|-------------|
| ・吉見町 | 500口（83.3%） |
| ・埼玉中央農業協同組合 | 51口（8.5%） |
| ・（株）埼玉りそな銀行 | 15口（2.5%） |
| ・埼玉縣信用金庫 | 14口（2.3%） |
| ・吉見町商工会 | 10口（1.7%） |
| ・三国コカ・コーラボトリング（株） | 10口（1.7%） |

※団体出資は1口1万円

（ウ）役員

- | | | |
|--------|----|----------------------|
| ・代表取締役 | 1名 | 吉見町長（駅長） |
| ・専務取締役 | 1名 | 吉見町副町長 |
| ・取締役 | 1名 | 埼玉中央農業協同組合長 |
| ・監査役 | 2名 | 吉見町商工会長、埼玉縣信用金庫吉見支店長 |

（エ）従業員

- | | | |
|------------|------|------------------|
| ・特別職 | 1名 | 支配人 |
| ・職員 | 4名 | 職員3名、嘱託社員1名 |
| ・パート、アルバイト | 約22名 | （シルバー人材センター会員含む） |

（オ）総収益

- ・平成25年度 約1億300万円

（カ）入場人員 約100万人

（キ）オリジナル商品の開発

現在、オリジナル商品として「いちごジャム」、「いちごかりん糖」、「苺かまぼこ」、「いちごの里デザート」がある。

以上、説明を受け、現地へ向かい「道の駅いちごの里よしみ」を視察した。

次に、久喜市にあるJA南彩直営の菖蒲グリーンセンター（農産物直売所）と農協食堂を視察した。

視察を終え帰庁後、委員会を開き意見交換を行った。

主な意見として

・農産物直売所周辺に「道の駅」ができれば、相乗効果がある。難しい面はあるが、緊張感を保ちながらお互いに伸びていくのでは。

・産業の発信起点に地場の食事ができる場所を設けるのが拠点になるための第1段階ではないか。

・補助金を使って大きな事業を実施するのではなく、初めは小さく、効果が出てきたら徐々に施設を拡張するほうがよい。

・吉見町は「いちご」というブランド品がある。嵐山町の場合は、自然（小千代山等）がある。自然を使った体験、集客の目玉となる活用ができないか。

・「道の駅」で位置づけたほうが整備しやすいか、観光づくり基本計画で位置づけたほうが整備しやすいか、具体的に調べたほうが嵐山町に合ったものができる。

以上報告し、中間報告とします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 吉見町の道の駅ですけれども、総事業費が約10億5,500万円ということで、8年たっているわけですね。税金というのは、どの程度これによって伸びてきているのか伺いたいと思うのですけれども。

○青柳賢治議長 吉場総務委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 税金でどれだけ伸びてきたかというのは調べていない状況です。一応総合費が、だから税金はわかりません。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

○川口浩史文教厚生常任委員長

それでは、文教厚生常任委員会の報告を行いたいと思います。

朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思います。

記とあります下から朗読をしていきます。

記

1 調査事項

「子ども子育てについて」と「少子化と学校のあり方について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「子ども子育てについて」と「少子化と学校のあり方について」を調査するため、4月16日、4月30日、5月9日及び5月16日に委員会を開催し、調査研究を行いました。

初めに「子ども子育てについて」から報告します。

(1) 4月16日の委員会について。

当日の委員会は、簾藤こども課長及び前田副課長に出席を願い、子ども・子育て支援新制度による方向性が出たということなので、このうち学童保育の埼玉県の進め方について説明を受けました。

前田副課長から、従うべき基準と参酌すべき基準があり、従うべき基準は従わなくてはならず、参酌すべき基準は地域の実情に応じて内容を定めることができるという説明があった。従うべき基準については、指導員の資格と指導員の人数である。指導員の資格については、常勤指導員は保育士や教員など、非常勤指導員は子育て経験者、資格取得予定の学生、保育指導を希望し外遊び可能な人である。指導員の人数は、常時2人以上配置し、児童30人以上は指導員3人以上が望ましいとのことである。

参酌すべき基準は、児童数の規模は40人を限度とし、41人以上はクラスを複数にすること、施設については、児童1人当たり1.65平方メートル（畳半分）以上の面積を確保、静養スペースを確保することとなっている。開所日数の規定はないが、平日、土曜日、長期休暇期間は開設し、学校休業日は必要に応じて開設すること。開所時間について平日は就業時間から午後6時30分、休日は午前8時から午後6時30分まで。

その他の基準として、非常災害対策、虐待等の禁止、秘密の保持に関すること、事故発生時の対応について定めることが適当ということでした。

平成25年度における町内の学童保育の状況は、次のとおりとなっている。菅谷小学校学童保育室ひまわりクラブは開所日数290日、登録児童数は39人、指導員常勤2人、非常勤2人である。ひまわり第2クラブは、開所日数289日、登録児童数39人、指導員常勤2人、非常勤3人である。志賀学童保育室てんとう虫クラブは、開所日数279日、登録児童数49人、指導員常勤2人、非常勤3人。七郷学童保育室子どもの森は、開所日数278日、登録児童数52人、指導員常勤1人、非常勤4人である。新制度の基準は県で示している人数がおおむね40人と言われている。てんとう虫クラブは、現状9人オーバーなのでクラス分けする必要がある。なお、子どもの森の登録児童数は52人であるが、常時利用しているのは40人以内であるため基準内と見ているという説明でした。質疑では、

(問) 各学童保育室の保育料と給与体系を示してほしい。

(答) 5月9日の委員会に資料を提出する。

(問) 児童厚生員とは、どういうものか。

(答) 2年以上児童福祉事業に従事した経験を有し、児童の遊びを指導する方をいう。

(問) 4つの学童クラブは現状で継続するということによいのか。

(答) 基本的にはそう考えている。

(問) 今後の方向性は。

(答) 子ども・子育て支援事業では、給付対象として施設型と地域型がある。施設型は(認定)幼稚園や保育園のことであり、地域型は学童クラブなどのことである。今までの学童クラブは基準がなかった。数年前に第2種福祉事業という位置づけができただけである。この基準を設けていくことになる。

(問) 保護者が役職をやりたがらない理由は何か。

(答) 働いているから子供を預けているわけであり、その上、学童の役員を受けるのは大変だという意見がある。

(2) 4月30日の委員会について。

当日の委員会は、午前中に七郷学童保育室子どもの森を視察、午後から埼玉県の出前講座を受けた。

七郷学童保育室子どもの森では、指導員より次のような説明があった。現在40世帯56人が在籍している。常勤1人、非常勤4人の指導員がいるが、常時の体制は常勤1人、非常勤2人である。保育時間は午後6時30分までとなっているが、実際は7時になることもある。質疑では、

(問) 保育料体系が他のクラブと違うが、どのようになっているのか。

(答) 15日以上が9,000円と維持費200円。5日だと3,000円と維持費になる。なお、毎日利用している児童は24人、10日利用は8人、5日以下は17人となっている。なお、菅谷、志賀の両小学校からも1人ずつ利用している。

(問) 不足しているものなど要望は何かあるか。

(答) もう少し収納ができるスペースがあれば助かる。また、指導員体制が弱いこと。常勤が2人いると休暇取得を含め就業体制が充実する。あとは会長など役職が毎年かわることである。

(問) 保育料が利用する日数によって変わるが、保育料収入が少ないのではないか。

(答) 他のクラブより20万~30万円少ない。

(問) 他のクラブと統一したい気持ちはあるのか。

(答) 前にアンケートをとった。月1万円になっても利用しますかという問いに、3分の1が利用しないという結果だった。したがって統一は難しい状況だ。しかし、5日で3,000円は見直していきたいと思っている。

(問) 体育館の利用はしているのか。

(答) 現在は利用していない。条件が整えば雨天時の利用は検討したい。

午後から県の出前講座として子育てをめぐる課題と制度について、福祉部少子政策課主査、内田豊枝氏から次のとおり講演をいただいた。急速な少子化の進行がある中で、結婚、出産、子育ての希望がかなっていない現状がある。家族、地域、雇用など、子供、子育てを取り巻く環境が変化してもいる。子ども・子育て支援が質・量ともに不足もしている。対GDP比では、フランス3%、イギリス3.27%、スウェーデン3.35%であるのに対し、日本は1.04%と低い状況にある。子育ての孤立感と負担感も増加しており、地域の実情に応じた対策が不十分な面がある。

こうした現状を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立した。その主な点は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくものである。具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育への

給付を創設する。また、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者の支援、地域子育ての支援拠点、学童クラブなどの子育て支援事業）の充実を図る。費用面では、消費税率の引き上げにより0.7兆円の確保とあわせ1兆円程度の追加を見ている。また、現在統一されていない体制を今後は内閣府に「子ども・子育て本部」を設置する。市町村には、子ども・子育て会議の設置を努力義務とするというものである。質疑では、

（問）施設型給付は、保育料を決めるのは国になるのか。

（答）今後も市町村で決めることになる。

（問）施設型給付に、幼稚園型というものがあるが、どういうものか。

（答）認可幼稚園と認可外保育園が一緒になったものをいう。

（問）保育士や学童指導員の給与は、どう変わるのか。

（答）5%（1万円）のアップがあるとされている。

（3）5月9日の委員会について。

当日の委員会は、前田副課長から、幼稚園、保育園、学童クラブの利用状況や希望を把握するためのニーズ調査の結果について説明を受けた。

お子さんが遊んでいる場所はどこかという問いに、「祖父母の家」と答えた方が52.7%であった。アンケート委託業者によると、この率は他の自治体から見て高い数字であるというので嵐山町の特徴として見ている。母親の就業状況はという問いに、以前は就労していたが、現在はしていないと答えた方が46.4%と最も多い。また、就労していても、フルタイムで働いているお母さんに比べ、パート等が多い。幼稚園や保育所などの利用希望については、幼稚園が52.5%、保育所が51.2%、幼稚園の預かり保育が34.6%であった。小学校に入学後の放課後の過ごし方では、自宅が61.2%、習い事が47.4%、学童保育が37.9%であった。質疑は、

（問）幼稚園においても保育料は応能負担に移行するのか。

（答）所得に応じた金額になる。現在準備をしている。

（問）子どもの森学童クラブの保育料は、1月の利用が15日以上で9,000円。他のクラブは、月の徴収で1万1,000円である。どう見ても子どもの森は安過ぎる。安定的な経営のために限度額を1万1,000円とし、他のクラブと同じにしていけるべきでないか。

（答）父母会で決定することなので、町として引き上げの指示はできない。

次に「少子化と学校のあり方について」報告します。

(1) 4月16日の委員会について。

当日の委員会は、簾藤こども課長及び田中指導主事から次のとおり説明をいただいた。

嵐山町の小学校新入生は、平成26年度114人、平成27年度125人、平成28年度126人、平成29年度110人、平成30年度108人、平成31年度113人の見込みである。また、中学校の入学者は、平成26年度155人、平成27年度125人、平成28年度137人、平成29年度121人、平成30年度123人、平成31年度115人の見込みである。

複式学級の対象となるのは、1年生は8人以下、2年生からは16人以下である。

(問) 七郷小学校の平成31年度の新入生は8人である。次の年も8人以下であれば、この児童が2年生、3年生に進級した場合、複式学級になるということか。

(答) 現状ではそのようになる見込みである。

(問) 平成26年度の菅小3年生は75人で2学級である。児童の理解度はどうか。

(答) 2年生まで35人学級なので3学級であった。3年生から40人学級となるので2学級になる。クラスの人数が多くなったため、児童もなれていないということもある。低学年は人数が少ないほうがよいと思う。そういう点で、県では算数の授業に限りチームティーチングを行っている。

(問) 各学校の学力差はあるのか。

(答) 七郷小学校は学力が高い。少人数のため教員の目が行き届くことが一つの要因と言える。

(問) 逆に、少人数のため支障を来す授業はあるのか。

(答) 団体競技がある。ただし、七小は、志賀小と一緒に宿泊行事をすることにより、団体活動も身につけるようにしている。

(問) 複式学級について悪いイメージがあるが、例えば4年生と3年生が一緒の場合、4年生が3年生を教えることがある。4年生は3年生の勉強を理解しているから教えることができる。4年生にとってもよいと聞かすが、実際はどうか。

(答) 複式学級のため学力が下がるということはない。複式学級ならではのよさもある。

(2) 5月9日の委員会について。

当日の委員会は、小久保教育長に出席いただき、「少子化と学校のあり方について」

を調査した。

(問) 七郷小学校の統合は考えているか。

(答) まだ存続できる人数と理解しているので、統合は当面はない。小学校は少人数のほうがよいと考えているのもある。

(問) 学校の広域化で町長のインタビューが載っていたが、以前は菅谷小学校に滑川町や東松山市から児童が通学していた。そういうことを今後は考えていいのではないか。

(答) 現在、越境入学はできないが、今後はそういうことも考えていいのではないかと思う。

(問) 志賀小学校は38人前後の学級が多い。クラスの人数が多いため、授業が大変難しいと思う。こういうところは町として補助教員を出すか、七小と統合してクラスを分けるか、そういうことが必要ではないか。

(答) 今年、町は独自に2人の教員を採用しているので、人数の多い学級はチームティーチングを行っていききたいと思う。

(問) 七小の人数が少なくなっているため、サッカーもできないという現状を踏まえ、学校間のネットワークにより音楽や体育の授業を共同で行えないか。

(答) 少人数による弊害もある。それをカバーするのがご指摘の考え方だ。一貫校も広義ではネットワーク化として見ることもできるので、ネットワーク化は取り入れやすい環境にもある。検討していきたい。

(3) 5月16日の委員会について。

当日の委員会では、この間の「子ども子育て」の調査研究を踏まえ、下記事項の改善の必要性について意見の一致があったので、町への要望、提案事項としてまとめを行った。

3 要望及び提案事項

以下のとおり、今後の学童保育運営に反映させていただくことを望むものである。

(1) 指導員が長続きしないという現状に直面し、この一番の理由が指導員の給料の薄給にあるということであった。子供たちにとって、同じ場所に同じ指導員のいることが一番の安心になるということである。国も、指導員の処遇改善に目を向け給料を5%アップするということであるが、機会があれば国に働きかけていただきたい。また、厳しい財政状況を理解しながらも、町独自の加算も考慮していただきたい。

(2) 各クラブとも指導員体制は厳しい状況にあり、指導員の休暇取得を含めた就労環境の改善が課題である。こうした状況の改善には、指導員の増員が一番の解決であるが、それに伴う保育料の引き上げは保護者に混乱を呼ぶ。しかし、町の負担でということも難しいところと認識する。そこで、各クラブの連携を緊密にすることにより、指導員の体制について柔軟に対応できるものとする。検討をお願いしたい。

(3) 指導員の給料体系、社会保障、就業規則がクラブで統一できるよう努力していただきたい。

(4) 雨の日は、室内で児童を遊ばせているということである。学校の体育館が利用できれば、伸び伸びと遊ぶことができると思う。検討をお願いしたい。

以上報告し、中間報告とします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第6、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴特別委員長。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長 議長の許可が出ましたので、広報広聴特別委員会の委員会報告を行います。朗読をもってかえさせていただきたいと思っております。

平成26年6月4日

嵐山町議会議長 青柳賢治様

広報広聴特別委員長 長島邦夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

1 調査事項

議会報告会及びICT（情報通信技術）について

2 調査結果

本委員会は、5月17日、5月18日に予定されている議会報告会及びICTについて、4月2日、4月21日、5月8日、5月13日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 4月2日の委員会について。

ア、議会報告会について

前回の委員会で議会報告会は下記に決定されており、日程は5月17日、受付、午前9時30分から、開会、午前10時から、場所、北部交流センター。

5月18日、受付、午後1時30分から、開会、午後2時から、場所、ふれあい交流センター。

また、報告会までの委員会、リハーサルの日程は、委員会、4月2日、4月21日、5月8日、リハーサル、5月13日と決定する。

以下のとおり、報告会について検討協議した。概要は「平成26年第1回定例会予算審議を中心に、主な議案、各常任委員会報告、その他の報告、意見交換など」と決定しているが、報告会のマニュアル（案）により検討、以下のような意見が出され決定した。

当初予算に関する報告については、予算特別委員会正副委員長で一般会計予算、特別会計予算総論資料を作成、他の議員は3グループの編成で各課資料を作成、予算特別委員長が説明する。続いて常任委員会報告、主な議案とその他報告の順とし、説明シートは各グループ4枚、説明ノートは作成者が説明資料に添える。

- ・前回報告会の反省及び参加者からの提言を踏まえ、意見交換も重視した報告とする。協議の結果、意見交換はテーマを設定せずフリーディスカッションでの方式とする。

- ・意見交換のグループ分けは2班とし、司会は常任委員会委員長、書記を副委員長とする。意見交換での要望、課題については所管の常任委員会で調査研究、検討する。

- ・各担当からの報告資料提出期限は17日までとする。

イ、議会モニターについて

議会モニターの任期が満了となるため、再任の意向確認を行った。9名の方に了解をいただくが、定員割れのため、再度公募する。募集方法はホームページ及び公共施設等への掲示、議会だよりに掲載（5月号）する。なお、委嘱は5月末、6月定例会

前とする。

(2) 4月21日の委員会について。

ア、議会報告会について

・前回委員会での決定事項に従い、各担当者から提出された一般会計予算、特別会計予算及び常任委員会、その他の報告について、説明文の正確さ、説明方法、字体の統一、パワーポイント配色の効果など意見が出るが、基本は正確さ、見やすさであり、報告者の意見、作成者の意見も尊重し、全員でパワーポイントの確認を進める。

・前回委員会での協議も踏まえ、正式マニュアルを作成する。

(3) 5月8日の委員会について。

ア、議会報告会について

・前回委員会の修正点を4月25日に議長、正副委員長、パワーポイント担当で精査し、再度、委員会で確認する。リハーサル前最終確認でもあり、細部として、写真キャプションの変更、各説明文の確認、字体をゴシックからメイリオに変更、色合いバランス、見やすさを重点に精査、修正する。

・意見交換部分の報告書については、各グループの書記が作成する。

・リハーサルの場所は北部交流センターに変更する。

イ、ICTについて

検討協議の方向性として

・本会議、委員会の動画及び音声インターネット配信

・登録者のメール配信

・紙ベースからタブレット端末を利用したシステム

上記の課題が提言された。システム等の有用性、費用対効果等、近隣市町村の取り組み事例を事務局が調査し報告する。

(4) 5月13日の報告会リハーサル等について。

ア、リハーサルの進行等について

・開会、挨拶に続き予算報告、各常任委員会、主な議案とその他報告とマニュアルに沿って進める。

主な注意点として

・各説明は時間内におさめる。

・質問については報告内容に関したものに限定し、それ以外の質疑は意見交換時に

行う。

・意見交換は2班分けと決定されているが、班編成、人数等は司会へ一任とする。
意見交換の取りまとめ及び合同での発表は書記が担当する。

・参加者の名前プレート着用が提案されたが、次回以降の検討事項とする。

イ、議会モニターについて

・議会モニター委嘱書を5月26日午前10時から行う。開催通知とともに議会報告会日程を送付する。

ウ、ICTについて

・事務局より調査報告がされ次回委員会の参考とする。

(5) 5月17日、5月18日の報告会について。

委員会にてより住民に近い場所での実施が提案され、今回、北部交流センターで開催した。参加者は北部交流センターで10名、ふれあい交流センターで17名、2日間の合計で27名となっている。今回の特徴は、前回の反省、提言を踏まえ意見交換を実施した。身近なことでの意見交換を心がけたこともあり、各グループとも多面にわたり、充実した意見交換となった。また、質問は報告内容に限定したため、おおむね回答することができたと思われる。

以上報告し、中間報告といたします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

◎請願の委員会付託

○青柳賢治議長 日程第7、請願の委員会付託を行います。

本職宛て提出されました請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願は、文教厚生常任委員会に会議規則第92条の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第1号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、今会期中に審査を終えるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

議事の都合により6月5日及び6月6日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月5日及び6月6日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時50分)

平成26年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

6月9日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第4番議員 長 島 邦 夫 議員

第6番議員 畠 山 美 幸 議員

第1番議員 森 一 人 議員

第13番議員 渋 谷 登美子 議員

○出席議員（13名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
6番	畠山	美幸	議員	7番	吉場	道雄	議員
8番	河井	勝久	議員	9番	川口	浩史	議員
10番	清水	正之	議員	11番	安藤	欣男	議員
12番	松本	美子	議員	13番	渋谷	登美子	議員
14番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	山岸	堅護
書記		岡野	富春
書記		久保	かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
井上	裕美	総務課	長
中嶋	秀雄	地域支援課	長
中西	敏雄	税務課	長
山下	次男	町民課	長
石井	彰	健康いきいき課	長
青木	務	長寿生きがい課	長
植木	弘	文化スポーツ課	長
大塚	晃	環境農政課	長
山下	隆志	企業支援課	長
根岸	寿一	まちづくり整備課	長
新井	益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年嵐山町議会第2回定例会第6日の会議を開きます。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○青柳賢治議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の広報・広聴の充実についてです。どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番（長島邦夫議員） おはようございます。議長より指名いただきました長島でございます。通告順に従いまして一般質問を行いたいと思いますので、明快なるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

初めに、行政の広報・広聴の充実に関するところから質問したいというふうに思います。

行政運営において、地域住民への広報は、あらゆる手段にて伝えることが責務であり、住民からすれば、自分の住む町を理解するに当たり、欠かせないものであります。

広聴においても、機会がさらに増すことにより、理解の深まった町への提言、あるいは町への愛着も深まると考えます。振興計画の中には、「町民との協働によるまちづくりを進めるために、町民のまちづくりに対する意見や要望を把握し、施策に反映していく」というふうに明記をされております。

その観点から質問させていただきますが、1としまして、複雑化するこの社会において、一方的な発信だけで住民に理解いただけるのは非常に難しい。懇談での広報・広聴による、さらにお互いの理解が生まれるのではないかというふうに思います。行政報告会必要性についてお伺いをいたします。

2点目としまして、広報紙の役割は、行政の考え方や施策の周知、必要な情報の掲載など重要度はさらに増しているというふうに思います。広報紙の拡充についてお伺いをいたします。

以上、2点ですが、よろしくどうぞ。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、質問項目1の小項目（1）についてお答えをさせていただきます。

ご質問は、懇談形式による広報・広聴の重要性についてでございます。議員ご質問のとおり、複雑化する社会において、一方的な情報発信だけでは、広報・広聴に限界があるものと考えております。同じ町の中でも、地域により、住環境をはじめコミュニティの形態、住民意識もさまざまであり、そこから発生する要望や行政課題もおのずと地域により差が生じてまいります。町民との協働によるまちづくりをより効果的に進めるためには、それぞれの地域の実情を的確に捉え、相互理解を深めることが重要と考えております。

相互理解を深める広報・広聴の課題といたしまして、多様化するニーズに応じた情報発信システムの導入、並びに広聴機会の拡大がさらに必要であり、また同時に対面、対話による情報交換の機会確保が必要であると考えております。

このような考えのもとに、現在、地域事業に職員が参加してのミニ講座や、あるいはミニ説明会実施の取り組みを行っております。これは、区長会や自主防災会、あるいはコミュニティ推進代表者等に対し、それぞれが実施する事業や総会、役員会などの際に、交通安全や防犯、防災はもとより、さまざまな行政課題を含めてミニ講座、

あるいはミニ説明会等を設けていただくようお願いをしているものでございます。

その成果といたしまして、去年は、防災訓練だけではなく、花いっぱい運動やコンサートなどのコミュニティ事業及び防犯活動などの際にもお声がけをいただきました。このような機会には、要望のテーマがあればそれに沿ったお話をさせていただき、懇談の機会を設けるよう心がけております。

議員のご質問は、行政報告会の必要性についてであります。当面、現在の取り組みをさらに広げられるよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして、小項目（２）についてお答えをさせていただきます。議員ご質問のとおり、広報紙は、行政からのお知らせ的な要素だけでなく、町の現状や将来的な予測を含めた課題、あるいは行政施策の考え方やその背景など、町民との協働、まちづくりを進める上で、必要な情報を積極的に提供していかなければならないものと考えております。

広報を担当する当課といたしましても、平成26年度、課の重点目標として、広報の充実を掲げております。今年度取り組むことを具体的に申し上げますと、まず第1に特集記事の掲載でございます。例えば、今年度の新規事業である転入奨励事業などをテーマに、人口減少の現状や将来予測を含めた特集を組むなど、町民に身近な行政課題を取り上げて、年4回以上は掲載したいと考えております。第2に、地域コミュニティ活動の紹介コーナーの新設でございます。コミュニティの大切さ、地域の特徴とよさを改めて知っていただくとともに、広報紙を身近に感じていただければと考えております。なお、このコーナーは7月号から掲載してまいります。第3に、庁内の広報体制の整備です。各課に広報担当者を定めていただき、各課協力のもとに、町民にとってより見やすい広報紙となるよう見直しを図ってまいります。また、今後におきましても広報の充実を努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、再質問といたしますか、確認のためにもう一度お聞きするところがあると思いますが、よろしくお願いをいたします。

いろいろな機会を捉えて集会をしていると、要望があれば向ういていってほしいというふうなことでございます。私も、前も聞いたことがございますが、要望があればさせていただきますというようなお話は聞いています。それは、それでいいので

はないかなというふうに思うのですが、町では、町でといたしますか、年に1回の予算を組み、それで順次進めていくわけです。または、途中で補正も入ってきますが、それで進めていくわけでございますけれども、住民からすれば、その当初の予算を組んだとき、我々も住民の方にいろいろこのようなことだというふうなことで説明はしますが、それについての住民に対する広報というのは、ホームページまたは広報紙だけではないかなというふうに思います。

やはり住民との、町は今度このようなものをやるのだなという方針は、それを見ればわかりますけれども、その中身については頭の中をぱっと通り過ぎるだけではないかなというふうに思うのです。自分に関係することであれば、それはよく調べたり、役所に電話したり、また議員に聞いてみたり、いろいろするというふうに思います。ですけれども、やはりそういうミニ集会にかかわる人はいいですけれども、ごく一般のかかわらない、ご自宅でそのようなものをいつも考えていてもそういう機会がない人というのは、やはりそういう年に、例えば全体でも構いませんし、地区に行っても構いませんが、やはり町では今度はこの施策のもとにやるのだというふうなあれをPRしていただかないと、アピールしていただかないと、住民の方は、せっかくいい施策であっても半分ぐらいしか理解されないのではないかなというふうに思うのです。そういうふうに、いわゆる新しい施政方針が出たとき、または新規事業についての説明をする。その新規事業についても、やっぱり住民のいろんなアンケート、または要望の中から、その施策というのは出てくるのだというふうに思いますが、それであっても、要望した人はいいですけれども、そうではない、要望していなくても自分に大きく関係してくる人はいるわけでございますので、その辺の集会を持つほうが私はいいのではないかなというふうに思いますが、もう一度ご答弁をお願いしたいというふうに思います。町長、お願いできますでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 広聴、広報の話ですけれども、議員さんおっしゃるように、この重要性というのは、日増しにといたしますか、さらに深まってきている状況だと思うのです。そして、それをどうやったらいいのか、というのも日増しに難しくなっているのかなというふうな感じがいたします。今の状況を見ても、広報を区長さん経由で地域のところに配っていただいている、そしてこれがどれぐらいな感じで届いているのか

というのも、はっきりした、何十何点何%届いているというのは、把握が町のほうでもできていないのだと思うのです。

そして、地域の共同体の中に入っている方、それとそここのところから漏れている方というのは、広報さえ届かないようなところがある。しかし、町とすると、そここのところを全部届けなければいけない、議員さんおっしゃるとおりだと思うのです。届けなければいけない。それで、どうやったらいいのかというので、場所によっては、新聞のチラシの中に入れるとか、県の広報はそうですよね。県民だよりなんかはそうですけれども、そういうようなこと、あるいは嵐山町とっているのは、住民登録がされている戸数が町民課のほうで確認ができるわけですが、その戸数分をお願いをしますということで、地域への助成も含めてお願いをしているわけです。しかし、現状では、なかなかというのが現状。

そういう中で、今おっしゃるように、個々にというか、説明会というお話ですが、けれども、個々に1軒のうちを見ても、子供からご高齢の方までいる。そうすると、話を広報に1枚紙ベースで配ったにしても、理解度というのは違ってくると思うし、全く違うと思うのです。ですから、最高のやり方とすれば、個々のところに全部話が届くような形をとるのが最高のあれだと思うけれども、それができないで、できないから今の状況でやっているということだと思うのです。

それで、申すまでもないですが、広報もやっておるし、広報もやっているのです。広報では、町政モニターをはじめとして、町民の声とか、ボックスだとか、今も話がありました地区の説明会だとか、地区懇談会だとかというのも行っております。これで、すぐある地区の説明会、懇談会というのも予定が組まれておりますけれども、そういうようなことでやっていく。それで、それをどこまでできるのかというのもこれからの大きな課題だと思うのです。人口が減少してくる中で、人口は減るかもしれませんが、地域がなかなか減るというのは、すぐすぐということではないと思うのです。範囲は狭まらないわけですから。その中で、行政がどこまでやれるか。一番わかりやすいというのか、今やっただいている議員の議会報告会というのをやっただいているわけですが、それに対する準備、段取りというのが、どれぐらい、どういう形になっているのか。そういうようなことが、地域のあれとやる場合には、いろんな資料も集めるでしょうし、何しろ周知を、やりますよということをしつかり知らせなければいけない。それを町内全体にそういうことをやっていくとい

うことの大変さというのを今考えると、課長の答弁のような状況になるのかな。

ですから、今やっている個々のこと、それをもうちょっと色濃くできないかなというふうに、当面町のほうとしたらやっていきたいなと考えております。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） いろんな方法をとって、町も十分やっているというふうには思っています。ただ、私が今なんか感じていることは、一つのを町でこういうふうにお伝えをする、そしてそれにかえる。例えば町でも投書箱あるわけですから、その投書箱に対して必ず返事をしているわけです。返事はしますけれども、その人は受け取るわけです。ですけれども、その先はないのではないかなというふうに思うのです。その町の返事に対して、いや、そうではない、こういうふうに持ってきたほうがいいのではないかなというふうな、また返事があるかもしれない。そういうふうなものというのは、町長はいろんなところへ出かけたり、町との個々にお話しする機会が十分あるかというふうに思いますが、やはりそういう会において発言される方というのは、かなり度胸も要ると思いますが、私はこういうふうに思うのだけれどもというふうなときのを、そういうふうなやりとりの中のものを、また一つの情報にして、またネットでも何でも配信をする。そうすると、共有する人ももっと多くなるのではないかなというふうに思うのです。

だから、私は、そのキャッチボール、意見のキャッチボールをするところがいつも頭の中で重要視して考えていますから、やはり生の、どんな機会でも年に1回でも2回でもいいのですよ。やっぱり発言したい人というのはいるわけですから。だから、ぜひそういう機会を、私とすると、いろんな機会を得て、意見も、広報もしていますし、広聴もしていますというのは、それは十分わかるのですけれども、そういうふうな考えのもとに、どんなものかなというふうに町長、前は必要性があればやりますよというようなお話をいただきましたけれども、そうではなくて、ぜひやっていただくと、それなりの効果というものはあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、お考えをいただけるかどうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お話のとおりだと思います。ただ、それが現実の場合に、どこまでそういうことができるかなというのがあって、今の状況をとらざるを得ないというか、

そういう状況だと思うのです。その中で、欠けているものが当然少しずつあるのだと思うのですけれども、その欠けている部分を、欠けているというふうにはわからないぐらいに、もうちょっと中身を濃くしたり、いろんな形で考え方を変えたり、今の方法に沿った形をやっていくかということが必要だと思うのです。

現状では、例えば回覧板を早く何かをやるから回してくださいということで、何かの事業のときにはそういう話が出てきます。しかし、地域の中に入って話を聞いてみると、回覧板が回ってきて、余り置いておくとあれだからというので回す。そうすると、若い世代は見たかもしれないけれども、年配の人たちは見なかったとか、逆におばあちゃんが回してしまったので若い者は見なかったとかいうようなことをよく聞くことがあるのです。

行政とすると、回覧板を回してくださいという形で要望があって回す、こういうふうに個々に回すような形をとるということになると、もうみんな周知ができたかなというふうにも感じ取れる部分であるのです、全戸を回っていくわけですから。だけれども、さっき言ったように、そういう形で、うちには来たけれども、全部が周知ができていないという部分もあるし、また回覧そのものが回らないうちもできて、現状であるということですから、本当に難しいのです。どうやったらいいのかということだと思うのです。

それで、今、いろんなIT機器が発達をしていてという話があります。それも、IT機器を使ってやるあれがご家庭の中で何%ぐらいなのかな。この紙ベースの紙というのを見ない人がどれぐらいなのか、見ていただける人がどれぐらいなのかということだとか、個々にいろいろ考えていかないと対応がしづらいかなというような感じがいたします。

それで、先般、私も毎晩というふうに回らせてもらってやったのがPFIのあれでした。PFIの周知のあれですけれども、これは地域に関係する人たちに連絡が全て行って、出られない方も当然いますけれども、その中で出て行って、説明会を毎晩のように繰り返してやった。結果的に大変ありがたいわけで、いい成績が出てきているので、よかったなと思っていますけれども、全てが全てそういうような状況にできるかな。

今度の場合には、対象者がわかっているわけですから、ですからそういうのができたけれども、対象者がちょっとわからない。それで、何を周知をするべきなのかとい

うようなことということになってきたときには、なかなか絞り込みというのとも違ってくる。すると、まして、この人口減の中でいつも話していますけれども、地域によって年齢層が全く違うわけです。平均年齢が10歳から違うわけですから、そういう状況の中で一律にこういうふうにやればいいよということにはならないかなというような感じもしますし、それから独居のご家庭もふえてきているわけですので、そういうことを考えたときに、今までと、どこをどう補って、どういう形に変えていけばいいのかというのは、喫緊の私たちが突きつけられている一番大きな課題だと思しますので、これはおっしゃるように、これからしっかりいろんな形で、いろんな面で、いろんなケースで考えていかなければいけないというふうに考えています。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 今、町長がPFIの一例の説明会のお話をしましたが、非常によい説明会ではなかったかなという。行政側とすると、非常に大変な労苦があったのではないかなというふうに思いますけれども、やっぱりあれだけの事業を進める、住民の人に理解していただかないと、せっかくこれを施行したとしても、応募者がなければ始まらないわけですから、やはり住民の方によって、ではうちに合わないかなというふうに思うところであっても、では、そうではない、こういうところがあるのだよというふうに言われると、ああ、ではうちでも申し込みしてみようとか、そのようなことというのは話し合い、その場に行ってやってみないとよくわからないことだというふうに思うのですよ。

だから、特に私、しつこいようですけれども、新規事業のときなんか、私なんかよく聞かれるわけですよ。今度、こういうふうなあれが出ていたけれども、実際はどうなのだいとか聞かれるのですけれども、やっぱりPFIのときもそうだったですよ。あれだけ説明会しても、我々もよくわからない状態のところ、どうなのだい、どうなのだいってよく聞かれました。

やはり、特に新規事業のときには、やっぱり住民のもちろんそういう意見があるから施行していくわけでしょうけれども、やはり関係してくるといって人が膨大に多くなっていくわけですから、ぜひそういうような人たちの声を聞くあれが、持っていたくのが、私、しつこいようですが、そういうふうにも思っているものですから、ぜひ、できるものであれば、そのようなこと、PFIの説明会みたいなものを、そこまできなくとも、1カ所にここに、新規事業については説明をさせていただきます

よと。特に住民の方に、今回については大きく関係するものについては、説明させていただきますと。そのようなものもあっていいのではないかなというふうに思いますので、ぜひご検討をいただければというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） 広報紙の役割でございませけれども、どこの実際の広報紙見ても、最近、何か非常に厚くなりましたよ。そんなに、20ページから30ページ、やはりこれだけの情報というのはあるのだなというふうに、どこの町もそうなのだなというふうに感じますけれども、やはり今の現状だと、各課から上がってきたものを、それをレイアウトして担当の方が載せている。一つの広報ということ、広報嵐山にするのだというふうに思いますが、やっぱり見やすさというのがここにも、課長にも答弁を見たときに、やっぱり見やすさというのが一番重要なのではないかなというふうに思います。やはり、我々も議会だよりつくっていますからわかりますけれども、一見見て、これでは見ただけで十分だよと、ぱっと見ただけでもうたくさんだなど。それだと、先に行かないものですから、やはり興味が湧くように、見やすいように、中をどんどん、どんどん進めていくわけでございますけれども、最初にちょっと聞くのですけれども、このページ数に限定といいますか、限りというのがあるのでしょうか、1回に出す。予算的なものもあるでしょうから、ちょっとその点から先ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

ページ数の関係でございます。基本的には、見積もりをとるときには、24ページを基本にしてとっておるのですけれども、実際には、今はページ数を区切っておりません。各課から出されてきたものについては、基本的には載せるというふうに編集をしております。それで、一つの例を申し上げますと、平成25年度ですと、平均ですけれども、最大38ページ、それから最小が24ページ、平均的には30.33ページというのが平成25年度のページ数でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） わかりました。それで、議会だよりなんかでも今意見が出て

いるのですけれども、見やすさをするためには、写真を多用するだとか、いろんな方法をとっていますけれども、もちろんレイアウトですよね。各課から上がってきたものを、それを校正するのではなくてそのまま載せているのだというふうに思うのですが、さっきお話も答弁の中にありましたですけれども、各課でもいろんなこれからはやっていきたいと、特集も組みたいということですから、ページの限定があるといけないなというふうに思ったものですから、いい方向に進んでいるかなというふうに思いますが、やっぱりページはページ多くなりますと、また非常に一目見ただけでもう、ぱっと置かれてしまっても意味ないですから、ぜひ、その中でもページ数がふえても見やすさを重点的にしていただきたいと思います。

その中でも、議会だよりでもカラー化ということも出ていますが、よその自治体のコンクールですか、広報紙のコンクールもあるというふうに聞いていまして、知り合いのところでも、何かいい賞をとったという話を聞いています、三芳ですけれども。そういうコンクールを目指すということではなくて、やはりある程度見やすさということになれば、カラー化も必要ではないかなというふうに思うのですが、どんなものでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 今、議員さんおっしゃられたとおりでございまして、先ほども答弁させていただきましたように、今年度地域支援課の一つの目標は、この広報紙をいかにやはり見ていただくか、見やすいものにしていくかというのが、一つの大きな課題だというふうに考えております。その中では、今、写真のお話もございましたし、また、それから例えば字の大きさ、レイアウト、そういったものも、今各課から上がってきている原稿をそのまま載せているような状態でございます。そういったものも少し各課の知恵もかりながら、より統一化されたもの、そして見やすいもの、それから特集ページ等を通じて町民の皆さんに興味を持っていただくというようなことを一つの課題としてやっていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 前向きな検討をしていただければいいのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、もう一点だけお聞きするのですが、嵐山広報、広報嵐山ですか、昔は報道と言われたような時期もあったのではないかなというふうに思います。それで、あのころ議会だよりがあったかどうか、それは覚えていません、わかりませんが、町の一括したものを、全てのものを報道に載せたのか、それはちょっとよくわからない、議会も含めたものを出したのかどうかわかりませんが、民間の一般の住民の人も、この編集委員会があって、その中に入っていたような気はするのですが、いつからかそういう制度はなくなって、役所の職員の皆さんが編集を一人でなさっていると、そのようなふうに変ったのだと思いますが、変わった経緯というのは、大昔なのでしょうか、どうかそれはよくわかりませんが、逆に変わったことどうこうと言っているわけではないのですけれども、ぜひ民間の人も入れて意見を入れたらどうなのかなというふうに思うのですけれども、その点、町長どうでしょうね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 広報紙に民間の意見、さっきから言っているように、課題はいっぱいありますので、当然必要だと思うのです。広い視野を持って。それで、民間の人にお願いするというけれども、民間に意見を聞くという、それと同じように、民間がやっていることを勉強しなければいけないわけで、ですから広報紙の研究をしていきたい、もっと今年は力を入れてやっていくということでございますので、そういうことも含めて行政のほうで考えているのだと思います。見やすくわかりやすくというのが、いろんな形で日本の漫画文化、これというのが世界でも認められているわけですが、やっぱりわかりやすく、字が少なく見てわかる、それで見やすい、カラフルというようなこと、そういうようなことも含めて、嵐山町では、博物誌をビジュアルな形に、キーボードをぽんとたたくと出るような形に変えたわけです。それで、アクセス数がすごくふえているということです。今までの紙ベースで見るのに比べて、かなり嵐山の中の状況というのをキーボードをぽんとたたいて、桜が咲いたか、ユリが咲いたか、川がどうだとか、バーベキュー場がどうだとか、あるいは行政がどうなのだとか、入札の関係がどうだとか、いろんな関係のことをやる形で、嵐山が発信をしているわけですが、そういうようなことも含めて、紙ベースの中でそういうようなことを意識をしながらやっていく必要というのはあると思うのです。

それで、IT機器だけでいいのだということになってくると、紙ベースなくなって

いいわけですけども、なかなかそこまで踏ん切るとするのは、今の状況だと難しい状況だと思いますので、どこまでどういうふうに、どういう人がどういう対象なのかというのによって、やっぱり発信する内容というのは変わってくると思いますので、そういう広い視野、そして今おっしゃったような民間のやっている取り組み方、出版会社を中心として、どういう形でやっているのかというようなこともしっかり取り組んでいかなければいけないと思いますし、そういう意識で担当しているのだと思います。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 紙ベースに残すというのは、本当に大事だというふうに私も思います。幾ら情報、電子の情報の通信が発達しても、最終的に残すのはやっぱり紙ベースですよ。その紙があるからこそ信頼性もあるし、いざというときにはその紙が頼りになるのですよね。一瞬間的にそういう電子データというのは消える可能性もありますし、そうでなくてもいろいろなウイルスが入ってくる可能性もありますので、紙に残すということは大変だという、その点は、ちょっと私も重要性はありますよということをお話しておきたいのですが、先ほど私言ったのは、やっぱり、では今年度の広報についてはどのように進んでいこうかというふうに思ったときに、やっぱり民間の編集委員が採用して、ではいろんなレイアウトをしたり、どうこうということではなくて、広報というのは、いろいろな情報をするものがいっぱいあるわけですから、特にこうして特集を組むということであれば、やっぱりこういうものを特集に入れたほうがいいのではないかと、そういう民間の、民間というか住民の方の意見を入れる機会があってもいいのではないかなというふうに思いますから、ちょっとお話をただけでありまして、ぜひ、お考えできるのであれば、入れていただくのもいいのではないかなというふうに思います。ご答弁のほうは結構でございますので。

次に進ませていただきます。

○青柳賢治議長 それでは、安全・安心な通学路管理、指導について。どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） 通学路の関係のことでございますが、交通安全は、誰しもが願うところであり、町内交通死亡者ゼロ、多くの方々の啓発のたまものであるというふうに思います。誰しもが気がせく朝の時間帯、暗くなってからの帰宅など、心配される通学風景が見られるわけでございますが、この観点から2つほど質問させていただきます。

初めに、通学路としての歩道、道路整備の計画など、要望についてもありましたら、お聞きをいたします。

2番目としまして、この前の予算審議のときでも若干質問させていただきましたが、中学生の自転車の通学の指導、また傷害保険等の加入の状況についてお伺いをいたします。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 私のほうからは、質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。

嵐山町内の通学路は、国道をはじめとして、県道、1・2級町道、その他町道と、数多くの道路が通学路として指定されております。国道及び県道等につきましては、歩道整備が進んでおりますが、主要地方道深谷―嵐山線の菅谷地内及び県道菅谷―寄居線の志賀地内につきましては、歩道が整備されておられません。志賀小学校PTAからも、県道菅谷―寄居線の歩道整備についての要望が出されており、町としましても、県に歩道整備の要望を行っているところでありますが、現在、埼玉県の実業として、県道大野―東松山線の鎌形地内の歩道整備工事、主要地方道深谷―嵐山線の菅谷池内のなごみから国道254号線までの歩道整備事業を実施していただいているところであります。

今後、県道菅谷―寄居線につきましても、歩道整備事業を実施していただけると考えますが、県、町だけでは整備が行えませんので、土地地権者及び地元関係者の皆様にもご協力をいただきたいと思いますと考えます。

また、1・2級町道につきましては、歩道整備が進んでいるところでありますが、現在越畑地内の町道1―3号線につきまして、平成26年度より国の社会資本整備総合交付金をいただき、道路整備を実施する計画となっており、今後も計画的に歩道整備を実施していきたいと考えております。

その他町道につきましては、幅員が狭く、建物が近接している道路が多いために、歩道を整備することが難しいと考えられます。このような道路につきましては、外側線等の路面標示を設置して通学路の安全を確保していくよう考えております。なお、平成24年度に東松山県土整備事務所管内地区通学路安全検討委員会が設置され、比企郡内の各中学校、小学校、幼稚園等が実施をした通学路安全点検に基づきまして、各

市町村が策定した計画についての対策実施、報告等を行い、意見交換等を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（2）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目2の（2）につきましてお答えいたします。

まず、各中学校の自転車通学の許可状況と指導内容につきましてお答えさせていただきます。

菅谷中学校におきましては、直線で2キロメートル以上の生徒及び2キロメートル以内でも特別な事情がある場合は許可しております、今年度91名に許可しております。

指導の内容ですが、特に1年生に対し、5月に小川警察署より講師としてお招きをし、自転車の安全な乗り方について実技指導を受け、その際、マナーについても指導を受けております。また、1、2、3年生ともに、4月に学級活動の時間に自転車点検を行った後、安全な乗り方と交通ルール及びマナーについて指導しております。

なお、朝や帰りの会で、随時担任より安全な運転及び交通マナーについて指導しております。

続いて、玉ノ岡中学校の状況でございますが、全生徒198人に自転車通学の許可をしており、4月に交通安全教室と自転車点検を行い、菅谷中学校と同様、朝夕の学級活動において、事あるごとに通行マナーについて指導を行っております。

次に、保険加入状況でございますが、ご質問の通学途中等における事故等につきましては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付で町での契約により、学校の管理下における生徒の負傷、疾病傷害、または死亡に対して、医療費、傷害見舞金、または死亡見舞金の支給されるもので、その運営経費を国、町及び保護者の3者で負担する互助共済制度に加入してございます。

なお、1人当たりの掛金は、町が485円、保護者が460円の計945円でございます。

それと、全国町村会総合賠償保険制度でございます。この制度は、対象となる町村等業務の中に学校管理下における児童生徒の事故も入っており、死亡及び後遺障害の場合に限り、死亡200万円、後遺障害8万円から200万円が補償されるというものであります。ちなみに、1人67円20銭を町で掛けております。

また、町といたしましては、学校に所属する生徒、職員に、死亡、後遺障害40万

4,000円、入院日額300円、通院日額200円の保険にも入っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、また再質問させていただきますが、前も、私、一般質問聞いていましたら、毎年1回、通学路については、学校と父母とPTAと点検をしているというふうなことで、24年度については、ほぼ、そのときの答弁で聞いていましたが、ほぼ終了していると、終了する見込みであるというふうなことは聞きました。平成25年度の調査については、どうだったのでしょうか。道路の、通学路の路面の状態なんかも調査されているというふうに思いますが、その結果がわかるようでしたら、お聞きをしたいというふうに思いますが。

○青柳賢治議長 根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

多分、通学路安全点検検討委員会で行っております点検の関係だと思えます。平成23年度に嵐山町内の小中学校で点検をした結果が、一応5点ほどございました。それにつきましては、全て整備が終わっておりまして、この通学路の総点検につきましては5年に1度の点検でございまして、23年度に点検をいたしましたので、次回は、多分28年度に各小中学校のPTAと学校で点検をすると思えます。

つきまして、25年度につきましては、その点検をいたしておりませんので、どういふ状況かというのは学校から来てございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 5年に1度見ているだけで、それ以外は、一斉点検というのはやっていないのですか。やっていないということよろしいですね。

○青柳賢治議長 根岸まちづくり整備課長、答弁を求めます。

○根岸寿一まちづくり整備課長 この通学路総点検につきましては、5年に1度でございまして。あと各小中学校のPTAが点検をして、要望を上げてきているときもございまして。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 一斉点検としては5年に1度だけだということ聞きました。

こども課のほうにお聞きするのですが、随時というか、年に1度、新入生も当然毎

年上がるわけですから、そういう点検もしているというふうに思うのですが、その中で上がってきたものについては、検討して、道路の整備をしなくてはならないものについては、まちづくり整備課のほうに上げていくとか、そのような態勢をとっているのだと思うのですが、ちょっとその点をお聞きしたいと思いますが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 答えさせていただきます。

毎年生徒がかわる、新入生等いますので、若干のコースの変更というのは、通らなくなった道もありますし、新規に指定しなくてはならないというような道もございます。これは入学前に、学校とPTA等で通学路の検討を1回して、指定をするという形になります。その中で、危険というか、そういった要望があった場合はお伝えして、まちづくり整備課のほうにお伝えをしております。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） そういう態勢はできていると、大なり小なりあるかと思いますが、そういうシステムができているということで了解をいたしました。

それで、答弁の中のお話に移るのですが、県道については県に要望していると、それで、たまたま私の自宅の前もこの中の一つの文言に入っておりますが、ほぼ完成する予定でなっています。あと、志賀小学校のPTAから要望が出ている、志賀地内の県道菅谷一寄居線の歩道整備というのは、志賀小学校の近辺の歩道がないところの部分だというふうに思います。その要望については、進捗はどのようなのでしょうか。

非常に、歩道をつくるとなると、大変皆さん方にご協力はいただかなくてはならないし、私、身をもって思ったのですが、本当に歩道があるというのは、歩道はいつも使いますよ。ほかのところ行っては十分使いますが、やはり、その自分の身近にあるというのは、非常に便利だ、子供たちも安全だなというふうに思うのです。

県でも非常に通学路の安全についてというのは、非常に力を入れているようですから、もちろん積極的にPRしているのだというふうに思いますけれども、どうでしょうか、進捗のほうについては、志賀小学校から要望が出ている歩道の整備については、お聞きをしますが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 菅谷一寄居線の歩道整備でございますが、志賀の堂沼から寄居方面に向かったところについて現在歩道が設置されておりません。それで、県のほうに何回かお話をさせていただいてありますけれども、まだなごみのところからの深谷一嵐山線の整備のほうが現在土地を買収中ということでございます。その整備がある程度めどがついてきましたら、菅谷一寄居線のほうへ入れるのではないかとこの状況でございます、まだ地元の方に県からのお話等はまだしてございません。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） やはり住民の方のご理解をいただかないと、非常に難しいというふうに歩道整備というのは思います。新しい道路をつくる場合には、歩道というのは当たり前ですから、さっとできますけれども、既存のところにもわざわざこの家をどいていただいて、またその敷地の部分が少なくなるだとか、いろいろなことが出てきます。そのようなものは非常に難しいところが多いのですけれども、やはりこれは第1に掲げて、道路の整備も必要でしょうけれども、歩道の重要性というのを十分説明していただきまして、ご理解をいただいて、ぜひ前向きに進めていただければというふうに思います。まして通学路のことでございますから、よろしく願いしたいというふうに思います。

それと、そのほかにも、出ているのだから出ていないのだからわかりませんが、嵐山の大蔵地内でも、かなり狭い道路、あれはグリーンベルトというのですか、グリーンベルトというのをつくって、ポールを立てて、そのところを子供たちが通学しているわけでございますけれども、何か通称ゾーン30というふうなあれもあるというふうに聞いていますが、嵐山町でゾーン30というふうに指定をされているところはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 嵐山町では、ゾーン30に指定されているところはございません。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 非常に、そういうゾーンを指定をして、30キロの制限で30キロ以上はオーバーですよというようなことだというふうに思うのですけれども、やはり30キロ以下で走ってもらいたいようなところですから、多くのところは。新しい道路の拡幅が無理なのであれば、通学路もあそこを変更するということができないのであれば、徹底的にあそこの速度制限を守っていただくような、そういうふうな方法も、私もそんなにちよくちよく、余り狭いところだからなるべく通らないようにしていますけれども、やっぱり徹底的に守っていただくような、県にも県警にもお願いをしていくような、そのような姿勢が必要だというふうに思いますので、これ要望で結構でございますから、ぜひそのところのあれは守って、指導をしていって、子供たちも十分注意して通っていただく、車のほうも十分そのところは制限を落として通行していただくと、そのようなあれをしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは、2番に移らせていただきます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○4番(長島邦夫議員) 県の条例でも、子供たちが、この近隣の町の中学校と比べてみると、ヘルメットの着用をきちんとされているところ、かぶっているのに指定されているのだから指定されていないのだから、よくわからないような状況のところ。でも、どちらにしても、ヘルメットを着用しているところが随分見受けられます。

それで、平成23年の12月に制定をされました県の条例でございますけれども、8条の2項に、子供たち、または生徒の保護者は、その児童または生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用、その他交通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならないというふうにあります。

今、私がここで取り上げたいのは、ヘルメットの着用なのですが、学校のほうでは、ましてや先生方、いろんな学校を回ってきて、何でこの学校はヘルメットの着用はないのだろうと、そのような学校の中で、またはPTAの中で、問題視されたことはないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

特に問題ということで、学校から私どものほうにご連絡をいただいたという経緯は、

私を知る限りございません。学校の指導の中にも、積極的にヘルメットの着用をという指導はしているということは聞いております。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） そういうもちろん、では学校として啓発をすると、しているということで伺いました。

着用することによって、着用すれば安全だということではなくて、着用しても、ヘルメットも、この下でヘルメットなんかいつもぼとんと落ちてしまう可能性もあるわけですから、やっぱり着用することによって交通安全に気をつけるのだと、自分の身を守るのだ、まして人にも危害は加える可能性があるわけですから、そういうものがあるのだという子供たちの自覚にもなってくるというふうに思うのですが、ぜひ、話が出ていないということであれば、先生方も、その前任の学校か、前々のところで、そういう学校にあったことがあると思うのです。ぜひそういうものを取り上げて話に出したほうが、父母の中にも本当はあったほうがいいのだけれども、なかなかそういう声が出ないのだと、そういうふうに思っている方もいらっしゃるかもしれませんよ。いや、あんなヘルメットなんか子供たちが嫌がるから、あんなものは出ないほうがいいなというふうに思う保護者もいるかもしれない。ですけれども、子供の安全ということを考えれば、当然議論してもいい話でございますので、ぜひ、教育長、その点についてお考えをお伺いしたいというふうに思いますが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 ただいまの長島議員さんのおっしゃるとおりでございます、事故が起きてからでは間に合わない、小学生は黄色い帽子をかぶって通学しておりますが、中学については、個人及び家庭の判断でということで、当町で行っているようでございます。また、私どもも必要に応じて、先ほどの志賀小付近、玉ノ岡中学生徒がその近くを通過して中学に行くわけですが、そういった中で、今後、それらについては、やはり父母、また教職員で登下校におけるヘルメットについて、考えていくことは大変大事なことでありますので、学校等の今までの経緯等もお聞きさせてあげながら、検討していくことは大切なことだと考えております。

いずれにいたしましても、児童生徒が特に自転車に乗る場合に、現在西部教育事務

所管内では、自転車による事故がやっぱりふえているのです。飛び出しです。やはり通学路等、きちっと乗っていても、自分のうちを出るときに1回とまって、信号のないところでは出てしまうというようなことも当然ありますので、ヘルメットがあった、なかったということではなくて、意識を持って交通安全のマナーを守りながら登下校させることは大変大事なことでありますので、これらについては、今後学校側と相談をしていけばいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ぜひ、先生方もいろんな学校の経験をなさっているわけでしょうから、いろんなお考えを持っていると思いますよ。ですけれども、安全に増すものはないわけですから、子供たちにその点をぜひ啓発といいますか、そういうあれを出していただいて、その中で検討なさった結果がどうなるか、それは、私はなるべくそういうふうにしたほうがいいと思いますが、学校、またはPTAで決めることだというふうに思いますので、ぜひご検討を、そういう機会をつくっていただくのがいいのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、保険の関係なのですが、やっぱり県の条例の中に、11条の2項です。県は、自転車利用者の自転車賠償保険等への加入を促進するため、啓発活動及び広報活動を行うものとする。県はこのようなものをして、実際にもいろいろお話が、指導もあるのではないかなというふうに思うのですが、町でも、私は加入状況にということでお聞きはしましたが、加入状況の状況については把握はされていないわけですね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 学校は、埼玉県PTA安全互助会というものを、新入生徒、児童にお配りをしていて、それで、これは任意の保険ということで、例えば中学校両校は、年間保険料大体1,000円の入っている方が多いだろうという考え方で、個々に加入を促しているというのが現状でございます、学校で、では何人、誰が入っているかというところまでは把握はしていないということでございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) アンケートをとって、今損害、相手に対するということも含まれますので、自分の身は、中学生でもかなり運動神経いいですから、そんなに大き

な事故になるというふうには思いませんけれども、相手に危害を加えるという場合も想定しての保険の状況もお聞きしたいところなので、そういうアンケートは、まだとったことは学校としてはないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

アンケートというのは特にとったことはないということでございまして、先ほど申しました、埼玉県PTA安全互助会のパンフレットというか、申込書、それをお渡ししながら、その中には、個人加入ということで、傷害総合保険、個人賠償責任ということで、個人賠償責任と傷害補償ということで対象になるというような内容になっておりますので、特にアンケート等は、今のところとったということは聞いておりません。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それは、任意でいいと思いますが、通学時のことということになれば当然学校もかかわってくるわけでございますので、何か今いろんな方が一般質問していますが、損害賠償額というのが半端ではない金額なのですよね。それで、いろいろなものを見ると、大体1億までは補償はしますよというような保険が、定額の金額、自分でわざわざそこへ入らなくても、例としますと、お父さんが入っている車の自動車保険、任意保険に、それに年間1,000円だとか2,000円足せば、その家族の全部の賠償について補償しますよだとか、そのようなあれも随分最近は出ています。やっぱり高額な損害賠償額が出てくるから、そういうふうに保険会社もそういうふうなことになっていくのだというふうに思いますが、事故がどんどんふえれば、また保険金額も上がってくるかとは思いますが、やはりそこら辺の入っておいたほうがいいよ、ぜひお考えをさせていただきたいと。自分の体にけがした場合には、高度医療もあるわけですから、さほどそんなに心配しなくてもあれでしょうけれども、他人にけがをさせてしまったら、もうその補償をするのにどんな状況になるかわからないわけですから、裁判で決まったらそれを払わなくてはならないわけですから、ぜひそこら辺のところの、現状はこうですよと、そういうふうに自分が加害者になることがあるのだというふうに啓発はしているのだというふうに思いますが、ぜひ学校の

入っている保険の現状はこうですよだとか、皆様方にもこのような保険の現状がありますから、ぜひ入っていただいたほうがいいのではないのでしょうかという、さらなるお願いというか啓発はしたほうがいいと思うのですが、教育長、ぜひ前向きに考えていただけませんか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 いずれにいたしましても、学校での今行っている制度の中で対応しているところですが、それぞれのご家庭への啓発につきましては、やはり今後、命にかかわった、あるいは加害者になってしまった場合の対応というのは、どのご家庭に起きてもこれは大変なことですので、それらについては今後の課題ということで考えていきたいと思えます。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ぜひ前向きによろしくお願いいたします。

それと、あと1点、ちょっとお聞きしたいのですが、指導員の体制というのが予定されているというふうな前答弁で聞いたことがございますが、現状、そのほうはもう運用はされているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 指導員さんにつきましては、各学校ごとに、校区ごとに教員の方、それからその地域での指導員という形で既に配置がされておりまして、運用が開始されております。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 了解しました。

それでは、3番目に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 長島邦夫議員、一般質問の途中ですけれども、この際、暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時15分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項3の日赤社屋の維持、管理について。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、3番に入らせていただきます。

旧日赤社屋の維持、管理についてお伺いをいたします。嵐山幼稚園に隣接する日赤社屋は、嵐山町に譲与されており、何度かの簡易改修、平成21年には大がかりな塗装改修、修繕もあったが、現状雨風による塗装の剥がれも見られます。今後の維持、管理についてお伺いをいたします。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、質問項目3についてお答えをいたします。

日赤社屋は、明治38年、1905年に現在のさいたま市、県庁に隣接して建設をされました。昭和58年に嵐山町へ移築、譲与され、本県を代表する近代木造建築物として、平成6年には埼玉県指定文化財に指定をされました。

この間、平成5年、11年、21年に、それぞれ外壁の塗りかえ工事等を実施して保存に努めてまいりました。現在、平成21年の工事から6年を経過しようとしており、過去の経過を参考とすれば、そろそろ塗装面の劣化が始まる時期に差しかかっているものと考えられます。今後、現状を把握し、必要な措置を講じるよう努めてまいります。

なお、保存修理工事に際しては、埼玉県の補助金をいただく補助事業の対象となりますので、必要に応じて県へ要望をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、再質問をさせていただきますが、私も見る限り周りを見ますと、何カ所か剥がれ始め、前回の塗装のときに全部落として、それで2度塗りぐらいしたのだというふうに思いますが、やはりおろしというものがないですから、直接雨がかかるわけです。どうしても剥がれるのではないかなというふうに思います。

それで、ここに県の補助をいただいて事業と対象になりますということでございま

すが、全額県のほうで今まで出ていたのでしょうか。町からのあれも随分あったように思うのですが、その点お聞きします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 補助率は2分の1でございます。

県が2分の1、町が2分の1でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 埼玉県の指定文化財ということでございますから、なかなかさわるということというのは、補修というかあれは可能でしょうけれども、さわるということのはなかなか難しいのだというふうに思いますが、子供たちが、または一般の方があそこを利用する場合もございますけれども、町では公共施設についてはほとんど耐震化は済んでいるわけでございますけれども、あそこの場合についてはそのようなことはなさっているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 耐震診断等を行っておりません。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） よく聞こえなかった。行って……。

〔「おりません」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 行うことが難しいのでしょうか。診断をしたとしても、そこを直すということができないからしないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

まず指定文化財の保存につきましては、建設当初の姿、あるいはその価値を損なうことのないように現状を維持するということが原則でございまして、仮に耐震構造上問題があるという場合に補修工事等を実施するという事は難しくなります。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) なかなか難しいということであると、質問がなかなかできなくなってしまうのですが、コンクリートの建物でないわけですから、非常に木造ですからね、木ですから非常にやわらかいし、体にも温かさもありますし、教育現場には非常によいと思うのですが、やっぱり木造だとある程度の年数が来ると、幾ら文化財でも崩壊する危険性というのはあるのだというふうに思うのですけれども、そこら辺はどういうふうに考えたらよろしいのでしょうかね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 平成21年の修理のときにも、柱ですとか、外壁ですとか、腐食している部分につきましては、これを部分的に新しい材料に取りかえる等の修理は行っております。

したがって、現状を維持すると、安全性も含めてですけれども、木質の柱を鉄骨にかえるとかそういう工事は無理でございますけれども、現状で腐食して、あるいは破損していれば、それをもとどおりに修復すると、そういうような形で維持をさせていただきたいというふうに考えております。

基本的に重要文化財、国宝に至るまで、木造の建築物たくさんございますけれども、そういう形で現状の維持ということで保存を進めているというのが現状でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 現状維持するという修理であれば可能だけれども、ほかの構造物に、構造物というか鉄骨だとか、そのようなものにかえることはできない。新しい部材にかえることは可能なわけですね。そうすると、やはりそれを見る、よく見て管理をするというのは非常に大変な役目になってくるかというふうに思うのです。

それで、まして町で半分を出すということになると、やはり多くの方に使っただくのが、使うというのが一番やっぱり寿命を延ばすには、使わなければいいというものではないですから、使うことによって寿命が延びるということも十分あるわけでございますので、やはりその活性化を図るということや、そこに人がより入ることによって、悪いところの箇所指摘だとか、ものをして、なるべくこの2分の1ではなくて、なるべく県にほとんど任せて、それについては出させていただきたい。幾ら譲与されたものであっても、町に余り負担がかからないような体制を考えていかないと、

壊すことはできない、なかなか難しいというふうに思うのですが、ぜひこれ教育長で、文化財についてはどなたに。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 正しいお答えになるかどうかわかりませんが、現在嵐山幼稚園の園児が入園、入学含めて、入園、卒園等で講堂のほうを使っておる現状です。

だから、手前の会議室のところを来賓控室と、それのみ使っている現状でありまして、やはり今のご質問の中にも、できれば町負担でなく、県のほうで全面的にやっていただけるような体制ができれば、なおありがたいとは思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 私も子供のときから親しんでいる建物ですから、そこにずっとあってほしいなというふうに思うわけですが、物には寿命というものがありますから、いかに管理していくかというのは大変なことだというふうに思います。

ですけれども、町で2分の1負担するというのもなかなか大変だなというふうに思うところもありますので、ぜひいろんな方に使っていただいて、その現状を見ていただく、悪いところがあれば指摘していただく、そのようなことが必要ではないかなというふうに思いますので、あそこのより使う方向、隣の南部交流センターについても使用率がそんなにいいわけではないので、さほどそこを使ってくれといってもなかなか難しい面があるかというふうに思いますが、あそこの利用頻度を高めていくということもその維持管理にはつながっているというふうに思いますので、ぜひそここのところのお願いをしまして、要望いたしまして終わりにしたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 畠山美幸議員

○青柳賢治議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の高齢者対策についてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 議長のご指名がございましたので、議席番号6番、畠山美幸一般質問を行います。

今回は、4つの大きなテーマについて質問をさせていただきます。

まず、1つ目です。高齢者対策について。現在、独居老人の増加、民生委員の負担増と高齢化、救急車の出動件数の増加、従来型のペンダント型等の緊急通報システムの限界、振り込め詐欺の電話がかかってきた場合の相談先がないため埼玉県は被害額が増加しています。今後は、孤独死、孤立死の防止、救急車出動の増加抑制につながる新たな緊急通報システムの導入が必要と考えますので、次の点について伺います。

①嵐山町の高齢者独居世帯の数、今後の増加予測を伺います。

②民生委員は地域の見守りなどにご尽力をいただいています。しかし、重責を感じている方、また男性民生委員の訪問に抵抗を覚えるひとり暮らし女性高齢者もふえつつあります。現在の民生委員男女構成比、平均年齢、業務の実情を伺います。

③現在の緊急通報システムは、固定型、ペンダント型がありますが、設置世帯数、年間予算、利用状況、更新に係る費用を伺います。今後の動向として、民間への移行のお考えも伺います。

④当町において今までに孤独死、孤立死の事例があったか伺います。

⑤振り込め詐欺は増加の一途で、埼玉県警ホームページ平成26年1月から3月の振り込め詐欺被害が264件、被害金額は7億5,000万円です。当町の被害状況を伺います。

（2）簡易聴覚チェッカーの導入について、平成23年9月定例会において質問をさせていただきました。その後導入したと聞きました。そこで伺います。

①どこで実施され、対象者は何人でしたか。

②結果については。

③今後の実施場所について伺います。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）の①について、青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 質問項目1の（1）の①につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町の65歳以上の高齢者独居世帯数につきましては、民生委員が昨年実施をいたしました社会調査によりますと480世帯となっております。また、5年ごとに実施を

している国勢調査における統計数値では、平成22年に473世帯であり、総世帯数の7.1%を占めています。

今後の予測ですが、さきに公表されました国立社会保障人口問題研究所の都道府県別推計において、平成22年と団塊の世代が75歳以上となる平成37年を比較をいたしますと、埼玉県の高齢者独居世帯数は総世帯数に占める割合が7.3%から11.3%となり、また世帯数では1.61倍に増加をすると予測されています。

人口減少と相まって少子高齢化がますます進行することに伴い、嵐山町におきましても、埼玉県の推計値と同様、高齢者独居世帯数及び総世帯数に対する割合が増加すると見込まれるものでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（1）の②について、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目1の（1）の②につきましてお答えをいたします。

主任児童委員2名を除き、現在の民生委員、児童委員の男女構成比は、全体数39名のところ、男性14名、35.9%、女性25名、64.1%で、平均年齢は64.5歳です。民生委員、児童委員の定数は、町村においては70から200までの世帯ごとに1人とされており、現在39名が委嘱されておりますので、計算上は平均189世帯となりますが、大字ごとの割り振りにより、一番多い地区は約300世帯、少ない地区は約50世帯を受け持っていていただいております。

業務の内容は、毎年6月に社会調査を実施し、見守りが必要な世帯などの把握に努め、愛情弁当の配食や歳末たすけあい支援金配付などの社会福祉協議会の事業協力や、県生活安全課からの依頼で交通事故防止、防犯等に係る高齢者世帯訪問なども通年で実施しております。

訪問する際には民生委員証を携行し、訪問の趣旨を説明しておりますが、男性民生委員の訪問に抵抗を覚える方もいらっしゃるかと思います。反面、女性民生委員にとっては、1人でさまざまな世帯を訪問することに抵抗を感じる場合もあるかと思います。

いずれにいたしましても、近年、地域での見守りや虐待防止、自殺対策などのキーパーソンとして、民生委員に対する期待は一層高まっており、それを重荷と感じている方もいると思いますが、各種研修会に参加をしていただき、毎月の定例会では事例

発表を行い、情報共有しながら民生委員としてのスキルアップを図れるよう事業計画を立てております。

町といたしましても、民生委員が少しでも活動しやすくなるよう配慮してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（１）の③、④について、青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 では、質問項目１の（１）の③につきましてお答えをさせていただきます。

町では、ひとり暮らしの高齢者が、急病や事故により緊急に救助要請を行うことができるよう、緊急通報システム事業を実施しており、現在のところ56名の方が当システムを利用しています。

費用といたしましては、１カ月の機器使用料が、電話機と送受信機を利用の場合は１軒当たり960円、送受信機のみでは１軒当たり410円、また新規設置費として１軒当たり3,132円が必要となり、今年度は増加分も見込み53万3,000円の予算額でございます。

昨年度の利用状況につきましては、緊急通報システムを利用したの通報が５件ございました。なお、機器の更新につきましては町の費用負担は発生しません。

今後の対応ですが、本システムは、直接消防本部につながり、迅速な対応が可能であり、かつ低コストで導入できるという利点があることから、当面は現行のシステムの利用を継続する予定でございます。

次に、④につきましてお答えをさせていただきます。人口減少と少子高齢化により、地域や家庭のあり方が変化しつつある昨今、高齢者の孤独死が大きな問題となっております。町では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、地域の皆さんで見守り、支えていくネットワークの構築を進めています。

しかし、残念なことに、ここ数年、亡くなった状態で発見されるケースが発生をしています。なお、平成23年度以降、町で把握している孤独死は10件であり、うち65歳以上の高齢者に係るケースは６件ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（１）の⑤について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、⑤についてお答えをさせていただきます。

嵐山町での平成26年1月から3月までの振り込め詐欺の被害はありませんが、小川警察署管内では2件で200万円の被害がございました。また、5月に入りまして嵐山町で1件発生し、被害額は200万円となっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 次に、小項目(2)の①から③について、青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 では、(2)の①につきましてお答えをさせていただきます。

難聴や記憶力低下を早期に発見し、専門医への受診につなげることにより、介護予防に資することを目的として、平成24年度より簡易聴覚チェッカーを使用した聴覚チェックを実施しております。

実施場所につきましては、介護予防の2教室におきまして、休憩時間や送迎の待ち時間に行いました。対象者は、平成24年度は12名、平成25年度は17名、合計29名でございました。

次に、②につきましてお答えをさせていただきます。実施いたしました29名の結果ですが、聞こえのチェックでは、耳鼻科受診勧奨の対象となった方は、音の大きさでは11名、言葉の聞き取りでは2名で、実人数は12名でございました。うち、耳鼻科受診中の1名と手術後の1名を除いた10名に耳鼻科受診を勧めました。

また、記憶のチェックでは、1名に医療機関において認知症の検査を受けるよう勧めました。

③につきましてお答えをいたします。聞こえの悪さからコミュニケーションが減少し、閉じこもりにつながるケースも考えられるため、今年度は実施会場を拡充し、介護予防事業の5教室において聴覚チェックの時間をカリキュラムに組み込み、参加者55名を目標に実施していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 再質問させていただきます。

①から⑤まで、(1)のほうにあるのですけれども、全体的な質問になってしまうかもしれませんので、その辺よろしく願いいたします。

先ほど①の独居増加の予測ですけれども、先ほど来、長寿生きがい課長からもござ

いましたけれども、日本経済新聞のほうに、これ4月の12日だったかな、の新聞だったのですけれども、国立社会保障人口問題研究所が11日発表した世帯数の将来推計は、ひとり暮らしの高齢者が全国で急増する2035年には、世帯主が65歳以上の高齢世帯のうち、ひとり暮らしが4割近くになる。

ひとり暮らしの高齢者は、10年は498万人だが、35年には762万人にふえる、53%の伸びだということが書いてありました。先ほど、嵐山町におきましても割合が11.3%に増えるということで、嵐山町ではなくて埼玉県では、というお話がございました。そういう中で、民生委員さんの先ほどの見守りのお話もございましたけれども、今の緊急通報システムですと、対象者から通報をいたしますと、比企広域消防指令室に連絡が行きまして、そこから場合によっては救急車出動、場合によっては民生委員さんに行ってください。民生委員さんが不在だった場合には、長寿生きがい課にというような連絡経路がございます。

今、比企消防に限らず、消防のほうにいろいろと迷惑依頼というのですか、そういうものがふえている状況でございます。

先ほどの答弁では、嵐山町で救急で連絡をした方は5件だったという、割と少なかったなとは思ったのですが、やはりいろいろと、これ比企管内ですから、小川町、東秩父、ときがわとか全部のところからいろんなこういう見守り緊急システムの通報が行った場合には、それだけではなくて、ほかの救急要望もありますので、非常に今増加の一途をたどっている中で、大変な作業になってくるのかなと思います。

そういう中で、こちら2013年に発表された民間のシステムがございます。こちらは、本当に簡易的な内容になっておりまして、今の嵐山町のものも簡易型緊急通報装置というものは、非常のときは非常というボタンを押すようになっていて、簡易的にはなっていますけれども、民間で出しているものも非常に簡単になっております。

こちらは、オプションもいろいろあるのですけれども、一日動きがなかったりするとセンサーもありまして、トイレのところに置いてあったりして、トイレ一回も使わなかったという場合には、異常で警備員が見に行くというシステムになっております。

まだこれ新しく出たばかりですから、こういう情報はありますでしょうか。行政のほうにはこういう情報は現在ありますか。お伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今、嵐山町は、実はN T Tのシステムを使っているわけでございまして、同じ比企郡内の町でも、例えば滑川さんとか、吉見町さんは同じシステムを使っているというふうに把握をしております。

ただ、その一方、民間のシステムを利用しているところもあるということでございます。この民間のシステムにつきましては、先ほど答弁の中でもコストのお話を、費用面のお話をさせていただきましたが、やはりどうしても民間のシステムを使うと若干高くなるというようなことがございます。

民間のシステムといっても、今議員さんが一例をお話をされましたが、いろいろなシステムがあらうかと思えます。今回ご質問いただいたことをきっかけとしまして、実は私もいろいろ調べましたが、特徴がいろいろあります。24時間オペレーターがついて、例えばその方が倒れたときに通報が行くようなシステムがあったりだとか、今議員さんがお話しのようなシステムがあると。いろいろな今後新しいものが出てくると思えますので、今後そういったものも研究してまいればというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 先ほど答弁ありましたとおり、本町におきましては通報している方は5件ということで、人数は少ない。しかしながら、ひとり暮らし、ひとり暮らしというか、町内で孤独死をされた方が10件あって、そのうち65歳以上の高齢者の方がそのうちの6件だったという答弁を聞いて、こんなにあったのだと思ってびっくりしてしまったのですけれども、やはりいろいろと鑑みますと、今のシステムでも本当に十分発揮はしていただいていると思えますが、今後高齢化が進む中で、ましてや独居世帯がふえていく中で、やはりいろいろなものに変更をしていく時期が近々迫っているのではないかなということを思いますので、ぜひ研究をしていただきまして、この民間の緊急通報システム、費用対効果もございますので、これから人数がふえていく中でぜひ検討をお願いしたいと思います。

こちらですと、流れとしましては、ガードマンさんのほうに緊急システムが行って、救急車が必要な場合は、救急車の対応をガードマンのほうからやっていただけるという内容になっております。

コールセンターも設置しておりますので、先ほどオレオレ詐欺のお話がありましたけれども、嵐山町では防災無線で事件、事故が起こったときには瞬時に放送を流していただきまして、周知をしていただいている状況でありがたいなと思います。

しかしながら、電話がかかってきて、そういう被害にいつ遭われるかわからないときに、この民間のシステムですと相談というボタンがございまして、そこに今こういう電話があったのだということを瞬時に24時間いつでも対応していただけるという内容も盛り込まれてございますので、今後こういう方向で検討をしていただけたらありがたいなと思うのですが、町長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

今、課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、56人が使っている、そして5件の通報があったという中で、これのメリットもあるし、また違うよという話もあるわけで、当面は今のものを継続しながら様子を見ていきたいということですので、課長のとおりの方向で当面嵐山町では進めていくのがいいのかなというふうに思っております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 当面というお話でしたが、ひとり暮らしで6人の方が、悲しいかなお一人でお亡くなりになっているという現状もございました。そういう中で、このシステムですと、やはりその人の動きが見られるものもあるということですので、近い将来、今、気温も嵐山町の防災無線で暑くなると窓をあけましょう、クーラーをつけましょう、水分をとりましょうという放送も流していただいておりますが、しかしながら、孤独死をされていく方が多く見られ、今の嵐山町6件もあったということですので、やはりそういう動きがなかったということで、いち早く見つけていただきたいと思いますので、ぜひとも今後、数の推移を見ながら時期を見きわめて、こういうものに切りかえていただきたいと思います。

民生委員さんも、先ほど嵐山町は、男性の方が3割、女性の方が7割近くということで、いいぐあいには人数が分かれているなど、女性ばかりに偏っていないなと思ったのですが、しかしながら、民生委員さんの仕事も本当に今いろんな面で仕事も大変になってきていると思いますので、ぜひとも推移を見ながらご検討のほうをよろ

しくお願いいたします。

以上で、こちらは。

次に、(2)のほうに移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番(畠山美幸議員) (2)のほうは、簡易チェッカーを導入をしていただきまして、24年度は12名、平成25年は17名ということで、チェッカーを使って聴力の検査をしていただいております。

しかしながら、まだまだ人数が少なく、今後は拡大に努めるということで書いてございますが、嵐山町におきましては特定健診の中に65歳以上の方の聴覚検査が入っておりません。入っていただけるのが一番ベストだなと思うのですが、しかしながら、この聴覚チェッカーも非常にそういう高齢者の方々の聞こえに対しての能力を発揮するものだと書いてありますので、どんどん場所を広げてやっていただきたいと思います。

この聴覚チェッカーなのですけれども、目的は高齢者の難聴に対し補聴器などの適切な対処がなされていない場合、認知症発症リスクは2倍程度に高まることが報告されているとあります。先ほど答弁の中にもありましたけれども、純音聴力検査というものと、35デシベルの音、45デシベルの音を聞かせて、どのくらいの範囲が聞こえているのかなという聞こえの調査と、言語聴力といたしまして、これはペンギンとか鶏とか飛行機とかというものを聞かせて、ちゃんとその言葉が聞こえているか、あと認知機能を手軽にはかれる簡易聴覚チェッカーというもので、認知機能を手軽にはかれるということもうたっております。これ、どういう調査をするのかな。

認知機能というのは、老人保健施設通所利用者に対して、被験者の聴覚と認知能力の関係性について調査するというのは、3つぐらいの言葉を言わせて、後でまたそれが何を言ったのかというのを確認するというテストだったのかな。そういう3つの項目がこの機械でできるということになっております。

それによりまして、高齢者によつての老人性難聴は、難聴自体を治療し改善することは難しい聴覚障害なのですけれども、伝音性難聴というものは、中耳炎ですとか、外耳炎ですとか、耳あかで塞がっているとか、そういう伝音性難聴の場合は治療もできますし、補聴器を早い時期からつけることによって聞こえをよくしていけるという効果があります。

そういう中で、やはりそれをいち早く見つけるためには、本当にこの聴覚チェックは必要なものだと思うのです。先ほど課長のほうで拡大を考えてくださるというお話がございましたけれども、今後はどういった内容で拡大を進めていかれるのか確認をしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重複するところがあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思っています。

これまで24年、25年につきましては、介護予防教室の2つの教室で行っておいりました、それを今年度につきましては、5つの教室で行うということがまず1点でございます。

それと、これまでは、ちょっとした空き時間、休憩時間とか、そういった時間を利用して希望者にいかがですかということでお話を申し上げてやっていたものを、そういった形ではなく、極力皆さんに参加をしていただいて受けていただくというようなスタンスで望みたいというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 先ほど介護予防事業の5教室で、今まで2教室だったところを5教室でやっていただけのことですので、空き時間といっても、介護予防の事業をやっている最中は、もう皆さんそちらに集中して、終わって、例えば午前10時からやって11時半に終わったとしたら、30分ぐらいしか時間がないわけですよ、30分ぐらい、お昼までには。

そういう中で、1回の検査をするのに5分ぐらいだっけ聞いています。5分ぐらいでできるのですけれども、今本町におきましては聴覚のその検査をするベギーちゃんは、何体あるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

購入したものが1台のみとなっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） すぐにふやせとは言いませんけれども、5教室に対応して受けたかったのに、もう時間だから帰らなければいけないとかということも出てくることもありますので、ぜひとも今後の55名を目標に頑張っていたいただきまして、今後これ1台ではちょっと足りないなという時期が来ると私はうれしいのですけれども、本当に早い時期に皆様に聴覚の検査を気軽に、血圧をはかるような体制で、本当に気軽に受けていただき、認知症予防につながるような体制をぜひともとっていただきたいと思えます。

あと、嵐山町では、11月に嵐山祭りもやっております。ああいうところで、ブースを設けていただきまして、聴覚検査を気軽に受けてみませんかという周知などをして、町民の方にどんどんいろんな場面で聴覚検査を実施していただきたいと思えますけれども、よろしくをお願いします。

○青柳賢治議長 答弁はよろしいですか。

○6番（畠山美幸議員） いいです。以上で。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員の一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時28分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告いたします。議席番号第4番、長島邦夫議員につきましては、所用により午後の会議を欠席しております。

ただいまの出席議員は12名であります。

それでは、第6番、畠山美幸議員の一般質問を続行します。

質問事項2の1次医療の備えについて、どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 2番に進みたいと思えます。

5月5日震度5弱の地震が関東地方を襲った。5月13日には、埼玉県南部、神奈川県東部で震度4、都心部でも震度3の揺れがありました。できれば大震災が来ないことを願うわけですが、もしもの備えが大事です。今までもさまざまな提案をしてきましたが、今回は救急医療のできる体制が重要であると考え、質問させていただきます。

大地震などの災害が発生した場合、当然のことながら地域の診療所も被災します。公立の小中学校などの避難場所へ避難することになった場合、住民の中の医師や、看護師も避難所に行くと思います。外傷を負った町民が避難してきた場合、居合わせた医師、看護師は手ぶらで治療に当たることとなります。ある程度の医療器材がないと治療に当たれません。自治会防災倉庫や避難場所には、毛布、簡易トイレ、発電機など備蓄がされていますが、医療救急機材の現状についてお伺いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

ご質問の災害用医療救急機材の備蓄は、現在町では行っておりませんが、埼玉県では1セット1,000人分を43セット、つまり4万3,000人分を県内各地に設けてある防災基地及び保健所に備蓄しております。

近くでは、東松山保健所に2セット、2,000人分、川島町の中央防災基地に6セット、6,000人分、熊谷市の循環器センターには2セット、2,000人分が備蓄されており、災害時には県からの支援が受けられる体制となっております。

一方、当町の地域防災計画においては、初期医療体制の整備として医師会、薬剤師会等の公的医療機関と協議して、事前に定めるべき項目の中に備蓄医療品もありますので、議員ご指摘の事項も踏まえ、町内医療機関等と意見交換を行い、さらに必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 再質問させていただきます。

本町にないということは知っておりましたけれども、この県のほうで準備をしているということですが、私資料のほうを皆様にお配りしました。こちらには、4種類の医療救護機材の提案ということで載っておりますけれども、こちらの県で1セット、1,000人分とか、43セット、3,000人分とございますが、こちらの内容のものはこちらに入っているものなのでしょうか、これよりももっと充実をしたものなのでしょうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

県で用意をいたしております救急医療品等の医療セットの内容品でございます。こちら1セット当たりの内容が、今議員さんのほうからご提示をいただきましたような医療器具、こういったものが一応全部そろっておりまして、例えば診療、いわゆる傷のケース、こちらが1セットの中に2個、この中には聴診器や体温計、血圧計、眼帯、縫合の止血セットや外科用具、それから輸液セット、注射器、固定具等が入っております。

それから、蘇生気管ケース、こちらについては気管内のチューブ、尿カテーテル、移管のカテーテルや喉を見る鏡のセット、それから携帯用の人口蘇生機、それから医薬品ケースとしては、局所麻酔剤ですとか解熱剤、鎮痛剤、降圧剤、利尿剤、強心剤等、それから衛生材料として包帯やガーゼ、ばんそうこう等、事務用品としてカルテや上質紙、それからマジック等、こういったものが1セットの中に全部入っているというものでございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) なかなか充実したものが用意をされているということで確認できました。しかしながら、本町にはないということで、先ほどお昼休みに血圧測定を議員はしてきたわけですが、増進センターには体脂肪計、血圧計などがあるということでお話は伺いましたけれども、しかしながら緊急なときのこの医療器具というものはないということです。

それは、無理もないと思います。JR東海、西日本、九州の3社は、昨年7月中旬から東海、山陽、九州新幹線の全編成に、乗客に急病人が出た際に使う医療支援機器を常備することになりました。

常備する内容は、聴診器、手動血圧計、ペンライト、脈拍や動脈血中酸素飽和度の測定器ということでパルスオキシメーターというものの4種類を設置するということです。

これは、最寄りの駅に停車して救急車に急病人を乗せるまでの間、乗り合わせた医師が応急的な診療に当たるようにするための措置です。

可搬型災害用医療資材・救急医療セットは我が国で開発され、世界へ輸出されているそうです。まずは、AEDを設置しているところが本町では11カ所ございます。嵐山町役場、健康増進センター、各小中学校などなど、11カ所に今AEDは設置してあ

りますが、緊急に備えてこういうものの設置のお考えはどのようにお考えになりますでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今、議員さんのほうからお話がございました。当町におきましても、防災、いわゆる備蓄の倉庫、各地域にあるもの、この中にはこういった救急の医療セットはございませんが、救急箱はございます。こういった形で三角巾ですとか、そういった一般的な応急的な処置のできるもの、これは20人分ずつがアルミのケースになって、それぞれの防災の倉庫に格納されているというものでございます。

そして、もう一点、この初期のいわゆるこの医療体制につきましては、まず避難所で応急手当をするというのも実際にはあるのかもしれませんが、一応町の防災計画は2～3日、いわゆる初期段階ではそういった医療の町内のまずは、第一は医療機関、そこがあればまずはそこにそういった方たちを収容をお願いするというのが、まず第一。

それができない場合には、いわゆる救護所を設けるというふうになっておりまして、救護所は今、町内で全部で7カ所設ける予定の地域がございます。その第1が健康増進センター、それから各小中学校、そして次の段階ではそこに派遣をする医師、それから今の議員さんご指摘の医療器具、こういったものの調達が実際課題になってまいるわけでございますけれども、この中には、県内には、救急の医療機関というものも設けられておりまして、そういったところはいわゆる医師等の派遣、備蓄の派遣もいたします。

実際には、そういった災害が起こった場合には、まずは救護所を町では設ける。そこに対するいわゆる医療品、そこで医師を調達というか、お願いをして治療に当たっていただく、そのための救急セットが必要になってくるというものでございまして、先ほど第1回目の答弁で申し上げましたように、県の支援は受けられますが、議員さんご指摘のとおり、さらに町内の医療機関でどのような機材があるのか、あるいはそれでは足りないもので、どのようなものを救護所として使用した場合に町として設置しておくべきなのか、こういったことも町内の医療機関の先生方と一度意見交換をさせていただいて、必要なものは議員さんご指摘のとおり、例えば健康増進センター等

にこういったものを最低限置いておくべきだろうというようなものは積極的に今後備蓄として考えていきたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今、課長の答弁にありましたように、地元の医師会との連携が必要だと思います。医師会の中心メンバーは地域の診療所です。災害拠点病院の医師ではありません。そして、優秀なお医者様であっても、災害時の可搬型の災害用医療資材救急医療セットの使用方法について適宜研修会を開き、スキルを磨いていく必要があると思いますので、そういうところも十分議論をしていただきまして、設置に向けてよろしくお願い申し上げます。

こちらは以上で終わります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 3番目のメール配信サービスについてです。

今や携帯やスマホはほとんどの方が持っている時代になりました。QRコードを広報紙、健康カレンダーなどに印字し、それを携帯で読み取り、空メールをするとメールが届き、必要事項を入力、返信で登録手続が完了します。その後必要な情報をいつでも確認できるサービスです。

川口市は、きらり川口情報メールで、不審者・防犯情報、防災行政無線で放送された情報、各種ごみ・資源物の収集日の情報、子育て情報などをご登録いただいた方に、メールで配信するサービスを始めました。町のお考えを伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

議員ご質問のメール配信サービスにつきましては、川口市のほか近隣では東松山市が平成24年12月に導入をし、運用を開始しております。東松山市では、配信情報を10のカテゴリーに分けてメールサービスを行っておりますが、本年4月1日現在の登録者数は1,213人であり、登録者の多いカテゴリーの順位は1番が防災・気象情報、2番が防災行政無線情報、3番が市からのお知らせ、4番が防犯情報、そして5番が健康・医療情報とイベント・講座情報がほぼ同じくらいという状況だそうでございます。また、運営経費は、年額約250万円とのことでございます。

当町での導入の考え方ではありますが、携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、こ

のようなメールサービスによる情報発信はもちろん導入できれば有効な手段であると考えております。現状といたしましては、当町では本年3月から公式ツイッターによる情報発信を開始いたしました。地域支援課での試行後、全課に対する運用説明会も終了いたしましたので、今後庁内各課からイベント開催の告知や子育て情報をはじめ、旬な情報を積極的に発信するよう努めてまいります。

また、特に情報提供要望の高い防災情報メールにつきましては、早急に導入を図りたいと考えておりますが、ご提案のカテゴリー別メールサービスにつきましては必要経費を含め、今後十分検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今、ご答弁にありましたけれども、東松山市でも配信が始まったということで、10のカテゴリーがあるというお話でした。私がきょう皆様に資料としてお渡ししたものがありますが、こちらの四角くなっているところがこれQRコードなのですけれども、こちらをスマホ、携帯から登録していただきまして、空メールを送ると、次に来るのがこの下に四角く囲った裏表に書いてあるものが、情報として必要であるものをチェックをしていってくださいねという内容なのですが、川口市は町も大きく、ごみの収集の、これには載せませんでしたけれども、ごみの収集日までもやっている状況です。

しかしながら、嵐山町におきましてはどこまでのアイテム数を入れたらいいのかなと思いますけれども、とにかく私としましては、防災はもうしかりなのですけれども、予防接種と健診、そういう項目はぜひとも入れていただきたいと思うのです。子供関係の防犯情報などは、現在嵐山町の小中学校では、防犯情報というものは今流しているのでしょうか。これは確認してもよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁できますか。

中嶋地域支援課長。答弁求めます。

○中嶋秀雄地域支援課長 防犯情報といたしましては、先ほどご質問にもございましたが、例えば振り込め詐欺、こういったものの注意は防災無線、こういったものを通じまして、あるいは例えばこれ以外にも犯罪に関して緊急に町内にお知らせをするような情報があれば、防災行政無線を通して、今はお知らせをさせていただくというふうに考えております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） こども課のほうの不審者がもし出た場合とかには、こども課のほうで小中学校には不審者がどこどこに出ましたよとか、何か白い車がとまっていたら要注意してくださいよとか、そういうような情報は保護者の方にお流しはしていらっしゃるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

その日に全部、当日、その日に父兄のほうに全部配信ということはできていないと思いますけれども、情報は子供たちについてはこういった車が出ていると、十分注意してくれと。それで、場合によっては、ペーパーでお子さんに持って帰らせるとか、あとはPTAの情報網、これで流す場合もございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 先日、茨城県、栃木県でしたっけ、茨城県でしたっけ、7歳のお子さんが悲惨な殺され方をして、犯人が捕まったわけですが、やはり嵐山町にも似たような薄暗い道とかありますので、ぜひこういう防犯情報というものは、各父兄に流れるような体制がとれるとありがたいと思うのです。

とにかく登録さえしておけばいろんな情報を流していただけて、瞬時に確認をできますので、とにかく川口市さんでは幅広く載っていますけれども、私としましては、そういう防犯情報、防災無線情報は本当に今もしっかりやっていますけれども、あと妊娠、出産情報ですとか、あと子育て情報ですとか、あと子育て情報の中に保育預かりというものがあるって、本町におきましてはファミリーサポートセンターやっています。

こういう情報なども適宜流していただけると、この間のやはり事件でベビーシッターさんに子供を預けて殺されてしまったという事件もありましたし、いろんな面で使えるツールがいろいろさまざま入っています。

これ川口市さんのを紹介したわけですが、あとはこれが戸田市では、モバイルというもので予防接種の登録をしてお子さんをお持ちの父兄のところに予防接種の情報が流れるというようなモバイル情報なども、こういうシステムもあります。

費用対効果ですので、費用のほうを伺ってみました。川口市さんのほうの費用ですが、きりり川口メール初期投資費用としましては25万2,000円、これは学校のメールも合わせてということでした。平成26年の2月に導入をして、消費税が5%だったので2,025万2,000円に5%の税金をつけ足したものが初期投資でしたと、ランニングコストが月で税別8万円かかりますという答弁をいただきました。

戸田市さんのほうのシステムは、こちらは26年度から始めたそうですけれども、構築保守費を含む131万3,000円ということで、先ほど東松山市の金額とほぼ近いものがあるなと思いました。

ツイッターなども始めていただいているところではございますけれども、今後の周知を、一番最初に長島議員さんが広報の、広報、広聴ということでお話をなさっておりますけれども、こういうシステムがやはり時代に一致しているものなのかなと思いますけれども、この辺に関しまして町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お話ありましたように、広聴、広報については、基本的にはそういう考え方でございます。そして、今回のこのメール配信サービスにつきましては、答弁にありますようにメールサービス、これは情報発信がもちろんできれば有効なツールというふうな基本的な考え方を持っておりまして、そして現在公式ツイッター、3月からやっていて、庁内の各課の中でのいろんな情報の交流だとか、それに対する対応を行っている。そして、今後については、特にこの防災情報メールについては、緊急性もあるので対応していきたい、答弁したとおりでございますので、そのとおり進めていきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひともよろしくお願いします。

防災ツールだけを使ってこの金額になるのか、果たしていろんなものを入れてもこの金額でいくのか、そういうところもよく研究をしてよろしくお伺いしたいと思います。

次に、移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 4番目、空き家管理についてです。

空き家の質問はほかの議員さんもなされています。今年度中に空き家条例の制定が実施されますが、空き家の適正な管理が必要です。空き家に関する町への苦情は、雑草の除草、枝おろし、蛇や蜂などの駆除、不審者の侵入、放火などさまざまです。

そのようなことからふじみ野市では、空き家等の適正管理に関する条例に基づき、苦情のあった空き家の所有者に助言、指導、勧告を行ってきたが、改善が見られない空き家があった。

そこで、空き家管理業務提携事業を開始。所有者にかわり、町のシルバー人材センターで空き家の除草、樹木の伐採、窓の開閉、小修繕、見回りなどの管理を有料で行うものです。

所有者は、シルバーと年間契約を結ぶことで通常より1割から2割安い価格設定にします。空き家の苦情が出た場合、シルバーを紹介し、適正な管理を促していくことで、生活環境の保全と防犯対策、シルバーの雇用確保、倒壊などの危険となる空き家予防につながると思います。町のお考えを伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 質問項目4につきましてお答えいたします。

管理水準の低下した空き家のもたらす問題として、治安の低下や犯罪の発生、安全性の低下、雑草繁茂や不法投棄の誘発による公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下が挙げられ、実際にテレビ報道等によって空き家が放火される事件や老朽家屋の外壁が道路に落下する事故等が報じられています。

町では、平成24年12月から平成25年7月にかけて町内全域の空き家の現地調査を行い、292棟の空き家の候補が確認されました。また、平成26年1月から2月にかけて、空き家と推定された住宅の所有者の方159人を対象に所有する空き家の設備や利用状況、維持管理状況、今後の活用意向等についてアンケートも実施いたしました。

この調査結果や、先進自治体の条例等を参考に地域の実情を考慮した条例の制定を考えております。なお、ふじみ野市シルバー人材センターと提携して行う、ふじみ野市空き家管理業務提携事業の取り組みについては、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 検討させていただきたいと思いますというご答弁をいただきましたが、ふじみ野市の空き家の適正管理に関する条例をちょっと引っ張ってみました。

第3条に所有者等の責務ということで、空き家等の所有者等は、当該空き家等を管理不全な状態にならないように維持管理し、資材等の整理整頓並びに建物その他の工作物、草木及び敷地の適正な管理を行わなければならないということであってはあ
るものの、新聞に載っていたものは、市は2011年4月に施行したふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、苦情があった空き家の所有者に助言、指導、勧告を行ってきたが、改善が見られない空き家が46軒あるという。

空き家管理業務提携事業は、所有者にかわりシルバー人材センターで空き家の除草、樹木の伐採、植木の剪定、窓の開閉、さっき言ったのですけれども、そういうものを1～2割の価格に設定してくれるということで、見回りをお願いすると、雑草の茂りぐあいや、家屋に異常がないかなどをチェックリストで確認し、異常があれば写真とともに所有者に知らせる。

対象は市内にある空き家で、原則として1年以上誰も住んでいない住宅及び1年以上使用していない工場や倉庫など、市は今後空き家に関する苦情が寄せられた場合、所有者にシルバー人材センターを紹介し、適正な管理を促していくというふう
に書いてあります。

参考として、草刈り、枝おろしを年2回お願いした場合、通常料金は2万1,700円
なのだけれども、このものに登録しておけば、割引後が1万7,000円であるという
ような割引制度が持たれております。あと、除草は半日、年3回をやるということ
で年間契約をすると、通常ですと1万3,000円のところが1万円になったり、見回りが、
年4回見回ることによって1万円で見回りますよというような管理をしていただけ
るものがありますので、ぜひ嵐山町でもシルバーさん、高齢者の方がふえてきて、雇
用の場にもなりますし、こういうものと抱き合わせで空き家の管理をしていくと嵐
山町がきれいに住みよい町になると思うのですけれども、町長はいつぐらいに大体
めどに、大体抱き合わせで考えていかれますでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 抱き合わせで考えるかということですが、前々からこの嵐山だ

けでなくて全国的に問題になっているわけです。そして、何が問題かと言ったら、私権がどこまで介入できるかということなのですよ。ですから、いろんなところでこういう条例とか、いろんな制度をつくるけれども、何かきれいにしてくださいよ、きれいにしないと名前を公表しますよとかなんとかという形でこうやっているのだけれども、今言ったようになかなか成果が出ないということなのです。

それを、1つをこのシルバーさんをお願いしてやったらどうかということなのだけれども、それもいいあれだと思うのです。だけれども、シルバーさんがやったって、私権の介入というのは限界があるわけです。ですから、どこまでできるかというのは非常に難しい問題で、今までのあちこちのところの先進地がつくっているというものを、さらに踏み込んでやるということはなかなかできなくて、国のほうがどうにかするというような話も出ているわけですが、そういうふうな状況だと思うのです。

そういう中で、シルバーさんを頼んであるというのは、何か言ったらすぐやらせようということだから、こっちが今までやっていたのと余り変わらないかなという感じがするのだけれども、一つの方策だとは思いますが、行政のほうの手が足りなくなっているわけですから、どこかのところをお願いをしてやっていただくというのも一つの方法だと思います。

だけれども、根本的な解決にはやっぱり私権の介入というその大きな問題が横たわってしまっているのです。ここのところをどうクリアができるか、なかなかできないと思うのですけれども、そういう問題だと究極的には思いますけれども。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） どのくらいの介入ができるかはあれなのですけれども、ここに空き家管理業務提携事業は所有者にかわり、シルバー人材センターで空き家の除草は外のことですけれども、窓の開閉なんていうのも書いてあるのです。ですので、ある程度の介入ができていのではないかなと思うのです。こういうことをしていただける、シルバーさんとの顧客、だから自分では全然管理する気がないような方に、もうシルバーさんで一切合財そういう幾らかのお金を払うことによって、年間でこれだけの費用を納めていただければ、全部管理はこういうふうにしていただけるのですよというようなことのご紹介をすることによって、安心安全なまちづくりにつながるのではないかなって思うところなのですけれども、ちょっとどういうふうに使われま

すか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと説明というか、私の答弁、あれがいけなかったかなと思うのですけれども、その所有者のひと、行政なりなんなりと話し合いができていけば全く問題ないのです。それができないところが問題になるわけなのです。

ですから、話し合いができていてシルバーさんをお願いしていいですか、では伸びてきたら切ってくださいね、汚れたら片づけてくださいというふうにできていけばきちんといくと思うのです。だけれども、それができないところが問題なのです。人のこと構わないよというのもあるかもしれないけれども、返事も来ないというようなところがあるわけです。

それを外から見たら、ごみ屋敷か何か知らないですけれども、そういうような草がぼうぼう、うちも倒れそうだとかいうようなところが問題になっているのであって、そういうところをどうやれるのか。こっちで勝手に行ってやるということができない、だから、そのところが一番究極の問題かなと。

だから、その前の話し合いができているものについては、シルバーさんなんかはいいと思うのです、行政のかわりにやっていただける。ですから、行政のほうの手が少なくなったり、それできれいにできるということになると最高に雇用も発生がしますし、いろんな形でいいかなという感じがいたします。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 本町におきまして例えば10手が見つからないようなところがある中でも、例えば半分の5がシルバーさんと提携してやりましょと、でも5は相変わらず何もやってくれないというところが出てしまうかもしれないけれども、でも10あったところの半分だけでもシルバーさんと提携をしてもらって、片づいていくといえ、半分残っているところは、また今後私もいろいろまた勉強して考えていきますけれども、しかしながらこの政策はいいのかなと思いますので、ぜひ本町におかれましても、今年度中に空き家条例をつくるところでございますので、ぜひこれを参考にしながら、仕事をそちらのほうに、やはり職員さんばかりに頼ってはられない時代になってきておりますので、シルバーさんを活用しながら点検をしていただく方向で、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 森 一 人 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号1番、森一人議員。

それでは、質問事項、嵐山町のイメージアップ戦略について、どうぞ。

〔1番 森 一人議員一般質問席登壇〕

○1番（森 一人議員） 議席番号1番、森一人です。

議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大項目で1つ、嵐山町のイメージアップ戦略についてです。

岩澤町政は3月定例会において、人口減少の歯どめをかけるべく、子育て世帯等転入奨励事業の実施に踏み切りました。大変期待する事業であります。

私は、こういった事業を最大限に生かすためにも、今以上に町全体のイメージアップが必要だと感じます。幸いにも嵐山町は、町のイメージアップを図れる要素をたくさん持っています。例えば川のまるごと再生事業とその周辺整備でさらに魅力が増す槻川、春の都幾川桜堤、言わずと知れた嵐山溪谷バーベキュー場、紅葉シーズンの自然。

教育においても、小中一貫教育で感性豊かに育まれる生徒、児童、歴史と文化が薫る町として、木曾義仲生誕の地や杉山城跡等々。こういった要素を最大限に活用して町のイメージアップを図っていく、そして今後さらに町と各種団体等が協働でまちづくりを推進していくために、多種多様なイメージアップ戦略を持って進めることが重要と考えますが、以下について町のお考えをお聞かせください。

(1)「豊かな自然、あふれる笑顔、心の通い合うまち らんざん」のキャッチフレーズを生かし、町の魅力を発信するポスター等を作成、配布することで町の魅力を発信する。

(2) 嵐山町のPV（プロモーションビデオ）を作成し、町ホームページで公開する。あるいは、動画共有サイトYouTube等にて公開する。

(3) 嵐山町在住の若者（嵐山町を愛する気持ちがあれば年齢性別は問わない）、または出身者で嵐山町をPRしたいと思っている方を嵐山町イメージアップサポータ

ーとして委嘱し、イベントやインターネットブログ等で嵐山町の魅力をPRしていく。

(4) 町の統一感とイメージアップを図るために、嵐山町の風景やイベント等をおさめた写真コンテストを行う。優秀な作品は、庁舎や公有施設、商店等にも協力していただき展示をする。

(5) 木曾義仲生誕の地を生かし、義仲まつりの開催。

(6) 嵐山町のマスコットキャラクター「むさし嵐丸くん」のさらなる活用について。

(7) 各種団体等や若者が町長、職員とまちづくりなどを語る機会を設けていく。

以上です。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)から(4)について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

私からは、(1)から(4)についてお答えをさせていただきますが、まず基本的な考え方といたしまして、議員のご質問にありますとおり、人口減少の抑制、高齢化の緩和対策として今年度から取り組む子育て世帯等転入奨励事業の推進に当たりましては、同時にさまざまな町のイメージアップ戦略を検討し、実施できるものから積極的に取り組む姿勢が大事であると考えております。そこで、(1)のご提案は、町の魅力を発信するポスター等の作成、配布についてでございます。

本年度当初予算では、このパンフレットの作成経費を計上させていただき、現在作成を進めております。このパンフレットでは、嵐山町に興味を持っていただき、行ってみたい、住んでみたい、ずっと住み続けたい町と思っていただけるような、町の特徴や魅力をPRできるものを目指しております。森議員のご提案も念頭に置きながら作成を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)についてお答えをいたします。町のイメージアップを図る方法として、プロモーションビデオやYouTubeなど動画の活用は確かに有効な方法の一つと考えられます。現在具体的な計画案はございませんが、今後十分検討させていただきたいと考えております。

続いて、(3)についてお答えをさせていただきます。(1)でも回答させていただきましたが、今後嵐山町の魅力を町外にPRするためには、さまざまな手段を用い、工夫を凝らせていく必要があると考えます。また、今後のまちづくりを進めるに当た

りましては、町民との協働で進めることが前提となるものと考えております。こういった意味におきまして、ご提案の嵐山町イメージアップサポーターというような制度もあり得るものと考えます。しかしながら、現段階では具体的な計画案はございませんので、今後の動向の中で十分検討させていただきたいと考えております。

続きまして、(4)についてお答えをいたします。(3)の答弁と重複いたしますが、今後嵐山町の魅力を町外にPRするためには、さまざまな手段を用い、工夫を凝らしていく必要があると考えております。そのためには、町民をはじめ商工会や観光協会、事業者の皆さんを含め多くの方々にご協力をお願いする必要があるものと考えております。ご提案の写真コンテストの実施も町のイメージアップを図るためには有効であると考えますが、現段階では具体的な計画案がございませんので、こちらにつきましても、今後の事業計画の中で十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目(5)について、植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 私からは、(5)につきましてお答えいたします。

嵐山町は、木曾義仲生誕の地をはじめ、畠山重忠の菅谷館跡、杉山城跡など数多くの文化財や文化遺産があり、全国的にもまれに見る歴史的風土豊かな町であります。中でも、木曾義仲に関しては、嵐山町のほか埼玉県、長野県など4県35の自治体が加盟する義仲・巴広域連携推進会議において、NHK大河ドラマの誘致をはじめとする積極的な取り組みが行われ、それぞれの地域の活性化が促進されつつあります。

ご質問の義仲まつりについては、こうした動きと軌を一にするものであります。ただ、これが一部の人々による限られた範囲の行事にとどまることのないように、何より町民が関連する情報と価値観を共有し、町を挙げて積極的に機運を醸成することが大切な前提となるというふうに考えております。

町では、去る5月27日、社会教育委員会議へ、歴史・文化資源を活用したまちづくりにおける社会教育の果たす役割についてを諮問いたしました。

文化財の保存活用や歴史上の人物への顕彰活動につきましては、行政や学校教育、民間団体などで独自に行ってきたさまざまな取り組みを踏まえ、さらに連携し、結集することで推進理念を再構築し、底辺を広げ、人材を育て、町の魅力アップに資することができるよう社会教育の立場から提言していただくことが狙いであります。

イベントを含むさまざまな事業につきましては、そうした動きが一過性の盛り上がりで終わることなく、地域の誇りと郷土愛を育み、伝統として根づくよう、あらゆる機会を利用して町民に周知し、広報に努め、積極的に推進をしてまいりたいというふうに存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（６）について、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうからは質問事項１の（６）につきましてお答えをさせていただきます。

町のマスコットキャラクターでありますむさし嵐丸くんにつきまして、改めまして紹介をさせていただきますと、誕生日が2011年11月6日生まれのやんちゃな男の子で、里山を住まいとし、町のPRと観光地の美化清掃を仕事としています。また、趣味は虫取りと陣取り合戦で、辛モツ焼そばと芋ようかんを好物とし、エノキ、ツツジ、梅の木とオオムラサキが大好きという設定になっております。

キャラクターの誕生から今年で丸3年を迎えることとなりますが、今後はさらに一歩踏み出した形での知名度アップを考慮したイベントへの参加や、新聞、テレビ局などへの情報提供をより積極的に行い、町の公式ホームページ上の商業、工業、観光、嵐丸ページの充実や、ツイッターでの情報発信もあわせて行うことを今年度の目標として動き始めたところでございます。

今後の展開としましては、嵐丸くんの弟、または妹の設定によるキャラクターの充実、または嵐丸くんのお嫁さん設定によるキャラクターの充実を考えているところであります。

さらに、関連グッズの充実も図っていく予定であり、観光協会及び商工会との協議、連携をさらに深めながら、徐々にではありますが、グッズ面での充実も図っていく予定であります。

町のPR活動の中心的存在としての役割を担い、息の長いキャラクターとしての地位を築きながらも知名度を上げていくという考えのもと、今後も活動を展開してまいりますので、ご支援いただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（７）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目の（７）についてお答えをさせていただきます。

森議員には、この質問も含めまして7項目にわたり、町のイメージアップの具体的な戦略をご提言をいただきました。課長答弁にもありましたが、人口減少の抑制及び高齢化の緩和、これは本町の重要課題であるとともに、全国自治体の共通の課題であります。それだけに、1歩でも2歩でもほかに先んじた取り組みを図っていくことが必要であります。議員も質問で述べられましたとおり、嵐山町には豊かな自然、これらをはじめ、魅力的な素材が数多くあります。この魅力ある嵐山町をさらにイメージアップし、町外の多くの方々に知っていただかなければなりません。

本年度の事業といたしまして具体化にしましたのは、子育て世帯等転入奨励事業、そして転入奨励用パンフレットの作成であります。この事業以外でも若手の職員を中心とした魅力アッププロジェクトチーム、これらからの提案、そして庁内各課からの提案などさまざまな企画が出されております。これらの提案については、さらに事業効果、実現可能性、これらを検討しながら、具体化できるものは積極的に実施をしていきたいというふうに考えております。同様に、今回のご提言も当然含めて検討を進めてまいります。なお、各種団体等の若者、また意見交換の場の創出につきましては、できるだけというよりも積極的にこのような機会を設けるよう心がけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第1番、森一人議員。

○1番(森 一人議員) それでは、順次、再質問といえますか、提案のご説明といえますか、させていただきます。

まず、(1)の再質問でございますが、子育て世帯等転入奨励事業において、パンフレットを作成し、対象者に配布を行うということです。

町のPRとして大変期待するところです。少しお話しさせていただきますが、2年前、私たちがいるイベントを自分たちで1から企画し、実行した話なのですが、宣伝に対してどのような対策を講じるか協議したところ、今の情報ツールを生かしてフェイスブックだ、ホームページを活用してというのをメインに、それとまた町と区長会の皆様方には大変お世話になったのですが、広報に載せていただいたり、チラシを広報と一緒に配布させていただきました。

ポスターというのは作成したのですが、そのときはまだ形的に、格好づけで作成した経緯がありました。でも、つくってみると、結構町なかに張ってありますと、活気

が出るといいますか、商工会のほうにポスターを見たのだけれども、本当にやるのかいと、そういうお話を、問い合わせを結構いただいて驚いたのを覚えています。

なかなか費用もかかることですので、すぐすぐとはいかないかもしれませんが、そのキャッチフレーズを生かした、町PRポスターを作成し、町内外の商店、こういう施設等に掲示すれば、それがなおかつメッセージ性が強いポスターであれば、これからの嵐山町はこういうふうにまちづくりしていくのだよって、町民にもメッセージ、方向性が伝わると思うのです。

一つご提案なのですが、行政単独としては難しい面があるかもしれませんが、観光協会、もしくは商工会などと連携して、東武東上線に協力を仰いで各駅に掲示させてもらえれば、観光のPRも含めてです。そうすれば、町外の方にPR効果も期待できると思うのですが、町長、いかがでしょうか。お願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろんなご提言をいただきました。どうしたらいいのだろう、どこの市町村もみんなこういうことで悶々としているのだと思うのです。それで、なかなかいい発想が浮かばない。そして、それらをやっていくのには、金がかかる、人にかかる、時間がかかるということでなかなかうまく進まないというようなことですが、進まないでやらないで見ていただけだと、やっぱりいつまでもそういう状況だと思うのです。

何がいいか私に全くわかりませんが、今、いろんないい意見を出していただいて、そして各課でもみんなそれぞれ担当のところと考えていただいているわけです。それで、それらを、今言った、いろいろ7つですか、中にもあるわけですが、全く個々に、これがこうだ、こうやったほうがいい、ああがいいというのはちょっとわかりませんので、相対的にちょっと漠とした考えかどうか言わせてもらいたいのですが、こういうことは本当に必要だと思うのです。やらなければだめ、よそ者、ばか者、若者と言いますが、尽きるころ、これは発想が全く新しいということだと思うのです。よそから来た人が地域にこだわりというか、いろんなあれがない、ばか者と言われるのは、もう夢中になって取り組んでいく、ちょっとこんなことやったらおもしろいだろうなんていう考えはない。それで、若い人たちは斬新な発想でということで、今までのところにもこだわらないというのがちょっと飛んでしまった感じだと思

うのです。

さればどうすると言われても、さらにできないのですが、一つ思うのは、ここのところで東京オリンピックが誘致ができたのです。それで、この東京オリンピックというのは国家プロジェクトですから、これこそいろんなやり方だとか、何だとかというよりも、それこそ専門的な、あるいはいろんな人たちの知恵が、日本中の知恵が全部集まって、それで予算はどれだけあったのか知らないですけども、これでもか、これでもか、どんどん、どんどんこういうふうになって、結果として東京オリンピックは招致ができた。あれを見た中で、あのやってきたこと、当然同じことをやれというあれではないのですけれども、考え方の発想として、ああいうようなことが今、日本の中では一番最先端だとして考えられているのではないだろうかというふうに思うのです。

ですから、あれをできるだけ削って、削って、削って金かけないで何ができるかということに突き詰めていくと、そういうことになるのかなと思うのですけれども、一番進んでやることというのが、この東京オリンピックに日本がかけたあれだと思うのです。

ですから、そういうようなことをいろんなところで考える中で、義仲まつりもあるかもしれないし、フィルムもつくっていくのも必要かもしれないですし、嵐丸くんを活用するのも必要かもしれないしというような、だからどこをどうだというのは、ちょっと私には頭が古くてできないのですが、ぜひそういうような発想というか、考え方というか、思いというものを一人でも多くの人が持つということが必要だと思うのです。

それで、嵐山町をどう発信をしていくのか。ですから、一人でも多くの人がそういうようなことを思っていると、同じ嵐丸が歩いていても、こういうふうに歩かせたらどうだとか、こういうふうにしたらどうだ、名札はどうするのだとか、何は尻尾はつけるなとか、頭はどうだとか、いろんなことが出てくると思うのですね、同じにやっても。

ですから、そういう関心を持つ人を一人でもふやしていく、それにはどうする。ですから、それには今議員さんおっしゃったように、いろんなところの人に働きかけをして、それぞれの立場で、考え方で、いろんなことに取り組んでいただく、こういう、それこそ国家プロジェクト、東京オリンピックだったわけですけども、嵐山町のプ

プロジェクトとして、何かうまい方向に進んでいけばさらにいいかなというような感じがしております。

ぜひ、いろんなお知恵と力をかしていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 第1番、森一人議員。

○1番（森 一人議員） 町長のご答弁で、今全てが終わってしまったような気がするのですけれども。

これからプレゼンという感じで、(2)から再質問させていただきます。よろしくをお願いします。

(2)はプロモーションビデオについてなのですが、これは映像です。ポスターなんかよりリアリティーが感じられるわけです。このリアリティーというのは、百聞は一見にしかずで、ネットで嵐山町を検索した方、また庁舎なんかで用があって来た方なんかで、そのPVが流れていけば、嵐山町にこんなところなのだって、PRへとつながっていくのだと考えるわけです。

また、これから嵐山町へ移住を考えている方、企業誘致において嵐山町に工場をと、いろいろ問い合わせる前に、そういう方々はネットを活用して情報収集をやっていると思うのです。そこで、町のプロモーションビデオが見られる環境があれば、本当に宣伝としての効果は絶大だと思うわけです。費用も多少かかるとは思いますが、ぜひとも前向きにご再考していただければと思います。

1点現実的に私どものイベントを映像に撮らせていただきまして、それが成人式実行委員会のメンバーの方が1人映像に携わっているお仕事をなさってしまっていて、快く予算もないもので、お願いできないかなと頼んだら見事につくってくれました。カメラ割りというのですが、映像のプロがやる仕事なのかなと。バックミュージックも流れながら、大変そのイベントが、ちょうど曲が5分ぐらいなのですけれども、ちょうど5分ぐらいにまとめていただいて、YouTube等にアップしてありますので、ぜひごらんください。これについては、ご答弁結構です。

(3)に移らせていただきます。

○青柳賢治議長 はい。

○1番（森 一人議員） 嵐山町メインサポーターというものが必要ではないかと質問させていただいたのですが、これは単に、今こそ嵐山町全体で、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、町をどうやって盛り上げていこうとかと感じたときに、行政、

または各種団体の関係者だけではなくて、町民の方々にもっともっとまちづくりやイベントに参加をしてほしいということで、イメージアップサポーターというのがあれば、一つのきっかけづくりになるのではないかなと思ったわけです。

私自身、嵐山町どんなところなのって町外の方に聞かれても、聞かれて、今、今年39になるわけですけども、やっとこういうところだよって言える、こういうところだよ、嵐山町はいいところだよって説明できる感覚を、遅いながらも今自分は自信を持って嵐山町はこうだよって町外の方に言える自信があります。

そういう人間というのを、町民というのを、もっともっと、嵐山町ふやしていく。そうすると、イメージアップとともに町全体の活性化も図られていくのではないかなと考えるわけです。ぜひ、私は三国志が好きなので、すぐ三国志に例えてしまうのですが、すばらしいアイデアとか持っている方々は、まだ嵐山町の中にたくさんいるのだと思うのです。伏竜鳳雛を掘り出すというか、掘り上げる仕事も、行政も、各種団体も一緒になって、どんどん町全体で町を盛り上げていく、嵐山町頑張ろうよという雰囲気づくりをお願いしたいわけなのです。

ぜひとも、こういうことは1からなので、すぐすぐ結果が出ることではないかもしれませんが、町全体で盛り上げていくという手段の一つだと思います。ぜひ、ご再考いただければと思います。

では、(4)に移ります。

○青柳賢治議長 答弁いいのですか。

○1番(森 一人議員) はい、答弁結構です。

これも、(4)も答弁は要らなくなると思いますが、これも、町全体を統一感で1つにする、そしてやることによって町内の新たな名所とか、住んでいてもわからないところ、新たな名所の発掘です。日ごろは見落としてしまっている嵐山の魅力を再発見できる可能性も、こういう事業をすることであるのだと思うわけです。これを、あえて観光協会からというのではなくて、これを町が発信すると、町民ももっとそういう取り組みをすると盛り上がってくるのではないかなと思うわけです。

これもやっぱり嵐山町のよさを考え直すきっかけになる一つだと思います。また、こういうことを子供たち、児童生徒においては、嵐山町の誇れる名所や特徴、すばらしさを写真というものを通して見て、学んで、郷土愛を育むことにもつながるのではないかなと思うわけです。ぜひ、こういったことも町の活性化につながりますと思う

ので、ぜひご再考ください。これについても答弁は結構です。

では、(5)に移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○1番(森 一人議員) 先ほど課長の答弁でもございましたが、嵐山町と災害時相互応援協定を結んでいる長野県木曾町、富山県小矢部市は、木曾義仲の名を銘打った、もしくは関連した義仲旗揚げまつり、源平火牛まつりというのですか、盛んに開催されていると聞いております。

もちろん当町においても時代まつりだったり、先賢顕彰会の皆様のご活躍などは承知しておりますが、せっかくのぼり旗があるのです。木曾義仲生誕の町嵐山です。そういったところでもう少し強く押し出して、そういう嵐山まつりですか、秋にやるときに義仲に関連したイベントを仕掛けてみたり、やっていくと町民が、嵐山町義仲を推すのだ、頑張っているのだからって感じ取れると思うのです。

署名活動も集めていますが、もう少し町全体から盛り上がる、義仲で大河ドラマなればいいかと、町全体で盛り上がっていかないと、木曾町と小矢部市と比べてしまうとあれなのですが、ちょっと温度差が、一緒にやるにはきつい部分があるのではないかなと思うわけです。

これも、木曾義仲は嵐山町のイメージアップを図る、推進する要素の一つだと思いますので、そういったところを生かしながら、町全体の盛り上がりを期待します。これについてもご答弁結構です。

では、(6)に移ります。

○青柳賢治議長 はい、どうぞ。

○1番(森 一人議員) 先ほど、山下企業支援課長より、嵐丸くんについて未来が明るいご答弁がありました。本当に、これからの嵐丸くんの活動と活用に期待いたします。

これは私ごとなのですが、私も自分の都合が合えば、青年部の活動で年2回ほど着ぐるみと言っていいのかわからないですが、その中に入っています。やっぱり活動というのは、第二保育園に行きまして、クリスマスイベントと豆まきに嵐丸くんが登場して、園児と交流するというものなのですが、やっぱりそこでも嵐丸くんの人気は子供たちに大変絶大です。

その中でも、今度は子供に言われたことなのですが、嵐丸くんの声が聞きたいとか、

何か無理なことをその場で言われるのでなかなか対応し切れないところもあるのですが、やっぱり子供たちは子供たちで嵐丸くんというものを認知して、触れ合いたいわけです。そういうところに応えていくというのも、これから大事なことだと思っておりますので、ぜひご期待いたします。

参考までに、今後もっと各種商工会、観光協会だけではなくて、広く町民に活用方法だったり、グッズの、オリジナルグッズはどういうものがあるのだろうと募集していくのもおもしろいと感じます。これについてもご答弁結構です。

では、最後の質問に入らせていただきます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○1番（森 一人議員） （7）でございますが、質問に対して大変前向きなご答弁をいただいたと思っております。

町長が若者や各種団体と嵐山町の未来や問題点について意見交換を行ったりすることは、大変有意義な取り組みになるのだと私は思っております。それで、行政と各団体、それぞれが自主自立でやっていくというのは、これから大変な時代になって、それはそれで大変大事だと、私は町長と多分同じ考えでそういう自主自立というのも仕事の分担ですか、やっていくというのも大事なことなのだと思うのです。ですが、時には、行政サイドのほうから、これからの嵐山町はもっとこうしていきたいのだよ、こうやってやりたいのだよって強く提案とか提言を各種団体に申し入れていくことで、その団体も、また今一つのことでは一生懸命やっていますが、また一つ課題が来て、その課題をクリアするためにどうするとまた話し合えると思うのです。

そういう交流の機会をどんどん、どんどんふやしていきながら話ができればなおさら町も、また各種団体も盛り上がっていくのではないかと思っております。

それと、町職員と、先ほど魅力アッププロジェクトチームというお話も出ましたが、そういう方々と意見交換ができる、それは余りかたい感じではなくてもいいと思うのです。ざっくばらんにいろんなことを話し合える環境づくりというのをしていくと、行政サイドの目線、または現場にいる方々の目線と、どっちも、ああそんなことなのだ、こんなこともあるのだと、驚くことは結構お互いにあると思うのです。そういったところを本当にざっくばらんにできるというか、お互いの立場を尊重し、語り合うことができれば、いい化学反応が起きればすばらしいアイデアが出たり、きずなもできると思うのです。そういったところを、ぜひともこういう取り組みをやっていただ

けたらと思うわけです。こちらからもぜひお願いしたいと思うところでございます。ぜひ、これからの嵐山を、特徴あるまちづくりを目指していくというのも大事なことだと思っております。こういう話し合いなんかをしていきながら、気は早いかもしれませんが、そういう中からイメージアップ戦略協議会みたいなものも立ち上げるような感覚もできるかもしれませんよね。そういう感覚というのをつくりながら、イメージアップ作戦だったり、観光業の推進をこれからどうしていくとか、それから嵐山町で一番今欲しいのは特産品です。特産品の開発であったりとか、各プロジェクトをみんな協働で実践してつくっていただければおもしろいと思うのですが、最後に町長、いかがでしょうか。お願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろ話をいただきました。大変前向きといたしますか、サッカーの大会がある中で、アグレッシブという言葉がこのごろよく言われる。何かこう一生懸命取り組んで、しっかり前に進んでいこう。

今いろいろ話ありましたけれども、県内にもアニメでまちおこしをやっているところ、それからゆるキャラでやっているところ、B級のグルメが売り出しになって、あとは、コンビニの材料、商品にまでこの間あったのがある。お祭りを売り出しているところ、いろんな形でやっているわけです。そういうのを嵐山町の中に、どこにどうやってというの、やっぱり話をいろいろするあれだと思っております。それで、誰と誰とか、どことどうだとかというのではなくて、どこと行政の若い人とかというのではなくて、いろんな農業団体の関係の人、あるいは野球のグループの人、商工会の人、観光協会、あるいは食べ物グループの人、文化団体の人、いろんな人のグループという形でこういうふうな、地域経営のやり方ではないですけども、いろんなところで絡まっていくのが一番、そのさっき言ったばかり、若者のあれがいろんなちょっと飛んでいるのではないかいというのが出てくるのではないかと思っております。そういうのが出てこない、やっぱり本物の話し合いのところになかなか行かない、何か落ちついた中でありきたりな話があっただけだと、なかなかこれというような、みんなが飛びつくようなものには出てこないのかなという感じがします。

ですので、そういうのを仕掛けをぜひ議員さんをはじめとして、若い組織の人たち、またそこから発信ができる人たちを抱き込んで、巻き込んで、話し込んで、そういう

うねりを嵐山町につくってもらえるとありがたいし、行政のほうでもできるそういうことはやらせていただきたいな。庁舎を挙げていろんなことに取り組んでいく、気力だけは持っていますので、ぜひ一緒に頑張っていきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 第1番、森一人議員。

○1番（森 一人議員） ぜひアグレッシブにやっていきましょう。

町長、最近俺よく仲間といろんなことを話し合うのですが、2045年問題とか、この間ある、まだ20代前半の子なのですが、希望を持っていますよと、嵐山町よくやっているのではないですかという若者もいるのです。ぜひ、私たちは諦めていませんので、嵐山町のイメージアップと活性化をお願いいたします。

以上で終わります。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時56分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 渋谷 登美子 議員

○青柳賢治議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の子供の貧困に対しての町施策について、どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、渋谷登美子です。一般質問させていただきます。

子供の貧困に対しての町施策についてということなのですが、まず子供の貧困については、施策として教育と生活の支援、それから保護者への支援と経済的支援と4つの支援が必要であるというふうになっています。

その中で、嵐山町でできる子供の貧困についての町施策についてのことなのですが、まず最初に1番としてこども医療費の窓口払いの課題です。

経済的な問題でメディカルネグレクトがもたらされることについては、子供の貧困

ないしは虐待についての研究で数値として明らかになっています。これは、お示ししようと思ったのですが、ちょっと今ここまで書けなかったのですが、例えば2008年の阿部彩さんという国立社会保障・人口問題研究所の方が出しているのですけれども、貧困の子供の家庭は、通院の回数は少ないけれども、入院回数は非常に多くなる。子供の健康は、身長と体重が普通の家庭に比べて少ないということが明らかになっています。

子供は、健診や予防接種などは無料ですけれども、病気、けが等の医療費については、今現在嵐山町は窓口負担があります。経済的な課題を持っていない家庭は、還付払いで医療費にアクセスすることができますが、経済的な課題がある家庭では、子供の痛みやつらさを見て現金を捻出して受診するということが困難なことがあります。

嵐山町のこども医療費は、比企郡7市町村の中では最も低いというのは、これが先ほどお配りした資料なのですが、それに出ています。これ見ていただくとわかるのですけれども、これちょっと1カ所訂正しなくてはいけないのですが、嵐山町のこども医療費の24年度と25年度の総額がひっくり返っておりますので、24年度が3,685万2,728円、25年度が、あれ反対言ってしまったかな、すみません、この表を24年度と25年度ひっくり返した形になっているということで見てくださいと思います。

それで見ていただきますと、嵐山町の医療費が比企郡7市町村の中で最も低いということがわかります。これは、貧困の状況にある子供たちが医療へのアクセスが困難であることがその一因であると考えています。

窓口払いを続ける本町は、残念ですけれども、所得の再分配が悪循環になっていると考えられます。というのは、医療費の窓口払いをすることができないので、できないので子供がお医者さんに行かない、その部分が今度嵐山町では学年費に変わっていったら、医療費を十分払うことができる人たちの学年費になっていくという悪循環です。今の論理でいくと悪循環になっていると考えます。

町長は、貧困とネグレクト、医療へのアクセスをどのように考えるか、伺いたいと思います。

次に、2番目です。貧困家庭の状況把握です。低賃金、長時間労働でダブルワーク、トリプルワークせざるを得ない家庭の子供の保育園、学童保育の休業日や夜間及び小学生高学・中学生のひとり親家庭で同居親族なしの家庭、地域での親族援助を得ることが難しい、これ「の」が入っていますけれども、消してください。子供の状況把握

と支援を聞く。伺います。

次に、3番目です。就学後についてです。修学前は、保育園で福祉的な支援がありますが、小学校入学後の福祉的なかわりが弱くなります。経済的な困難があると推測される子供へのサポートをするため、学校、福祉、地域との連携のコーディネート の確立を伺います。

4番目です。経済的困難を抱えた家庭の子供には、身体の虐待、ネグレクトが多く、この事態に対して支援していない現状は、社会のネグレクトと呼称できます。町長は、貧困問題に対してどのように対応するか伺いたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

1番の（1）ですけれども、比企郡市の平成24年度、25年度のこども医療費の支給状況を見ますと、1カ月当たりの支給金額はおおむね2,000円ほど、年で2万4,000円から2万5,000円くらいとなっている中で、嵐山町は1カ月当たり1,500円弱、年間で1万7,500円とおおむね3割程度低くなっております。

ご案内のとおり、この3割の医療費分と国保関連増加見込み分とをあわせて、小中学校学年費の補助、また予防接種の費用、これらに充てております。

医療費の窓口払いにつきましては、ご批判もあることは十分存じておりますが、保護者の方々や医療機関からも評価をいただいております、大半の方々にはご理解をいただいていると捉えております。

貧困、ネグレクト、医療へのアクセス、どう考えるかということでございますが、貧困家庭においては生活保護、また小中学生のご家庭の対応といたしますと、経済的な理由による就学困難な児童生徒に対して、学用品、給食費などの援助を行う就学援助制度であります。要保護、準要保護といった制度がございますので、ホームページや広報、または民生児童委員からの情報等、さまざまな方法により制度を活用していただくよう努めており、要保護世帯、準要保護世帯が年々増加傾向にありますので、さらにより一層気軽に相談できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（2）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会子ども課長 質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

低賃金、長時間労働でダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ない家庭の状況、ひとり親家庭で同居親族なしの家庭、地域での親族支援を得ることが難しい子供の状況把握につきましては、こども課として世帯の調査等実施しておりませんので、実態を把握しておりません。

養育相談等を受けたその中で、それぞれの家庭にあった支援を検討しているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目(3)について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目1の3につきましてお答えいたします。

経済的な問題も含めてでございますけれども、学校応援団の皆様や地域の民生児童委員さん等の情報により、それぞれ課題のあるお子さんや家庭等の状況を把握するよう努め、それぞれの問題に対し、関係課の担当者との情報を共有しながら協議し、家庭や学校と相談してもらうようにしております。

特に経済的な問題につきましては、地域の皆様の情報や学校においては、集金の状況等により、要保護、準要保護等の就学支援制度の説明等を行っております。先ほど町長の答弁のとおりでございます。

なお、要保護、準要保護の小中学生の状況といたしますと、平成23年度要保護16人、準要保護126人、平成24年度要保護17人、準要保護131人、平成25年度要保護20人、準要保護146人となっております。年々増加傾向でございます。

したがって、コーディネートは、はっきりどこが担当しているということはありませんけれども、中心的にはやはり児童生徒の状況等一番把握しやすい各学校がその役割を果たしていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目(4)について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

現在経済的困難を抱えた家庭に限らず、虐待、ネグレクトといったご相談も多々ございますので、乳幼児においては健康いきいき課での健診時における身体的なチェック、また健診時に限らずさまざまな相談業務、またこども課による窓口での相談業務や昨年度から定期的に行っております、保健師を中心に保育園や幼稚園、小中学校へ

出向いての状況把握と関係機関との対応の協議、また民生児童委員さんや地域の方々の情報提供による家庭訪問等々を行うことにより、虐待、またネグレクト等を未然に防止するよう積極的に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 非常に残念な答弁、それぞれの方、残念な答弁だと思っています。非常に一般的というか、建前論的な形のご答弁だったなと思って、ちょっと残念かなというふうに思っています。

特に1番の答えなのですけれども、最初に申しましたように子供の貧困の家庭、貧困家庭の場合は通院が非常に少なくなって、そして逆に重くなってから病院に入院する結果になるので、入院回数が多いというのは、これはドイツでもイギリスでも日本でもそういう研究結果が出ています。

ですから、ただでさえ貧困家庭というのは子供の状況を見ることができません。トリプルワーク、ダブルワークで、そしてお母さんやお父さんも疲れていますから子供の状況を把握できない。それになおかつ、医療費を窓口払いをしなくてはいけないというふうな形になっていきますと、子供を連れていくということがまず不可能ですよね。それなのに、嵐山町ではそのところで皆さんに評価をいただいているので、このまま続けていくということです。

この8市町村、この表のところですけれども、私もなぜこんなに格差があるのかと思ったのですけれども、東松山市は1人当たりが1年間2万5,000円とか2万4,000円、滑川町は18歳までが窓口払いなしで1年間2万5,000円、小川町が15歳までで1年間2万1,000円、川島町が2万2,300円、吉見町が2万1,597円、鳩山町が2万1,384円、ときがわ町が2万528円で、嵐山町が27年度は1万7,642円、これはやっぱり窓口払いを続けることによって貧困の家庭の方が行かれなかった、医療に行かれなかったということですよね。そして、入院になってきますと、今度は高額療養費は保険者の関係になってきますから、保険者のほうになってきますから嵐山町のこの一般財源は使わないこととなります。ですから、ここには出てきません。そういった状況があるということです。

それで、なおかつ、ほかのところから評価されているというふうに言われていますけれども、医者は確かに評価するでしょうよ。医者は、来てくれればいいだけですか

ら。それでもって、ワクチンのほうにお金を、嵐山町に一般財源が入っていくわけですから、医者にとっては経済的に何も損失はありません。

ですけれども、貧困の家庭にとっては、これは非常に大きな損失ですよ。これがずっと貧困の研究をしている人たちに言いますと、4歳、5歳までの健康問題が将来の子供たちの大人になってからの社会的な獲得、教育、教養、そういったものの獲得につながっていく、自信につながっていく。それが、今生活保護を使うと、若い人たちが、ひきこもりや自信がなくなって全く税金を支払わない人や、逆に税金からお金を使うように、もらうようになると3,000万円ぐらいの損失になるかもしれない、ですけれども、今の時間の段階で子供の貧困に関して、この健康に関してしっかりした予算を使っていくと、将来的には40年間ですよ、40年間から50年間にかけて3,000万円ぐらいの税金は支払うであろうというふうに言われて、子供の貧困の問題が考えられています。

なので、このことについて私は何度も言いますが、これに関しては町長はほかの市町村と違って、これが嵐山町独自のとてもよい体制であるというふうにおっしゃっていますけれども、学年費、学年費はだから所得の再配分の間違いですよ。ほかの市町村では、貧困の子供の家庭が出しているお金を、嵐山町は貧困の子供の家庭に出してあげる部分を学年費という形で、貧困ではない子供と、それから貧困の子供と同様に出しているということになりますから、再配分の形が間違っている。貧困の子供に対して、家庭に対して、決してよい方向ではないと考えていますが、それを先ほども最初の段階でお話ししていますけれども、評価されているというふうに言われていますけれども、私は全く評価されていないと思いますし、今回の子供の貧困の要綱、大綱に係る要綱でも、子供の貧困の、子供の医療費に関しては各市町村で償還払いで負担をしているところもあるけれども、窓口払いの廃止をしていくところに焦点を当てなくてはいけないというふうな形で大綱についての意見のまとめというのがありまして、7月からこの大綱について、7月までに大綱が決められるわけですが、これ市町村にとっては市町村のこのところまでは入っていかないと思うのですけれども、この部分に関しては嵐山町は問題が大き過ぎるなと思っていますので、それについて伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろお話をいただきましたけれども、要するに評価をするかしないかというところだけだと思うのです。私は評価をしますと答弁をさせていただいたのですけれども、議員さんは評価をしないということですから、そのところではもう見解の相違、どうしようもないです。

それで、窓口払いは不公平だって言いますが、みんな誰も払わなくていいということになれば誰も払わないわけですから、再配分も何もないわけですよね。全部同じ方向のやり方です。ですから、今と全く変わりはないということになります。

それと、出していただいたこの資料、これは当初から想定をしてこういうふうになるだろうということでこの事業を始めたわけです。計画どおりというか、予想どおり、全く予防医療をしっかりやっていただいて、それでほかに比べて3割ぐらいの形の削減が進んでいるということです。ですから、当初計画をして、当初説明をした中にあるように、そういうような状況で今推移をしているということでございます。そして、これらが評価をされているというふうに認識しております。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) この問題に対しては、少し時間をとろうと思いましたが、わざと質問項目も少なくしています。言いますが、国の調査をもとに試算すると、貧困の目安は、2人世帯で、母1人子1人ですよね、約177万以下、そして3人世帯で約217万円、4人世帯で250万円となっているということです。

この中で、子供さんが急に救急や何かに医療かかるとします。救急で入ろうとしたときに、救急医療というのはほかの医療費よりも高いのです、1万円ぐらいいくのはざらだというふうに聞いています。この1年間177万円の世帯が、家賃を払って社会保険料を払って、そして食費を払って、教育費を払って、そして救急で医療にかかるということはまず難しいのではないですか。それで、言われているのが、子供の貧困家庭のほうは通院には行かない、通院回数は非常に少ない、だけれども入院回数は多いという結果が今の研究の中で明らかになっている、それを言っているわけです。

そうすると、これは、子供の貧困に関して、町長は全く貧困問題に関しては関係なく、公平性ということだけで子供の医療費を支援しているという、子供の生活を支援しているということですよね。今の問題というのは、確かに私もこども医療費については、窓口払いの廃止に関しては問題があるなと思っていました。ですけれども、子供の貧困ということを考えてときには、これは改めていかななくてはいけないという

考えに立ってこの話を、ばらまきになるからいけないと思っていましたけれども、これはもう違う。今の日本の現状というのは、子供の医療費に関しては窓口払いの廃止をしていかななくてはいけない現状になっていて、そうしなければ子供たちがきちり育っていかないという現状になっているということの認識が余りになさ過ぎるのではないかなと思うのです。

2人家庭177万円だとすると、1カ月に14万かそのぐらいです、15万いきますか、いかないですね。それで、14万の家庭の中で、家賃を払って食費を払って、教育費を払って社会保険料を払って、そして歯医者さんに行ったり子供が緊急にけがをしたり、そういったときに医者連れていくときに医者に行くお金がないから、では子供は医者にかからないで済ませていこう、そういう方がとても多いみたいです。それに関して町長は、私はこれは社会的なネグレクトだというふうに、これ4番になってしまいますけれども、考えるのです。

なので、ここに関しては、私は本当に最初は、これは子供の医療費の窓口払いの廃止は、ばらまきになってしまうなというふうな感覚がありました。ですけれども、子供の貧困と、今これだけのことが大きな問題になっているわけです。去年の6月ですか、子供の貧困対策基本法が制定されてから動きが変わってきています。その中で町長は、このこども医療費の問題をどう考えるか。これは結果ですから、当たり前です。当たりの結果なのですけれども、この結果をなぜほかの市町村がやらないか。子供の貧困が余りに厳しい状況になっているからですね。そこについて私は考え方を、私も改めたので町長も改めていただいて、そして本当に子供にとって何が必要なのか、財政の問題で考えるのか、今子供たちをこれから長い期間、20年、30年しっかりした子供を、自分に自信を持つ子供を育てていくためには、どうしても子供の医療費の窓口払いが必要だと思うのですけれども、その点について伺いたいと思うのです。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 毎回議会のたびにご質問いただいて答弁をさせていただいて、意見が一致できない状況なのです。

それで、貧困の連鎖、これを断ち切るために医療費の窓口払いをやめたらということなのです。議員さんは、貧困対策というのはどういうふうにしたらいいのかなというのが、根本的な問題というのは、根本的な解決についてのご意見というのは聞いた

ことがないですけれども、やっぱり貧困の問題にどこでどうするかというのは、貧困が起きないようにするのか、起きたら対策をとるのかというのがあると思うのです。

25条の憲法に書いてあるのは、前なのです。そういうのを起こしてはいけないと書いてあるのです。起こさないようにしましょう。起きてしまったらどうする。これは、だからセーフティーネットがあるわけですよ、今日本の国には。

それで、根本的な問題というのはやっぱり、政府でやるのには、政府というか行政がやるのは、差別的な助成をするのか、全体にやるのかという問題もあります。差別的にというのは、差をつけて、要するに生活の所得割合を見てやるとかということ、それと、そうではなくて全体的にやるというのがあると思うのです。そこのところをだから、どっちをどうとるかというのが、一番その公平、公正というところで意見がいろいろな立場になるところだと思うのです。

嵐山町では、今国でそういうようなことをやっているわけですから、その上で行政が、地方の行政が何ができるかというのは、国がやることとは違うと思うのです、基本的に。格差の是正といっても、格差の是正を小さな嵐山町がどこまでできますか。国がやることと嵐山町がやることでは、違うと私は思っているのです。ですから、嵐山町がやるべきこと、やれるべきことというのは、限られている中でどうやったらいいのかということです。

そういうことを思っただけで言ったときに、いろんなものが、例えば経済的な問題であれば、学用品をはじめとしていろんなものを使う、それに対して応援をしていく。それで、もう一つ、経済的な差というか、その格差と言いますけれども、全体的に日本全部の中で、親の子供が何人欲しいですかというときに、アンケートは3人とかということです。だけれども、実際問題は1.幾つとか2を割るとか。みんな3人欲しいと答える。だけれども、1.幾つというのは、そこの格差の人だけの問題ではないのです、子育ての中には。そういう状況がある中で選択をして、1.幾つきり、きりというか、の子供さんをつくっていつている。そういう状況が一つあるわけですよ、公平、公正の中で。そして、地方の小さな町がやること。国がやることではないのです。憲法25条というのは国がやるのです。だから、そこのところでは、毎回議論がかみ合いませんけれども、私はそういうものを基本的に考えて、嵐山町でやることは何をやるべきかというふうに考えてやらせてもらっています。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 全体的なご答弁だったのですけれども、私は1番に絞って今やっています。それで、こども医療費なのですけれども、こども医療費、ときがわ町のほうを見ました。ときがわ町は、ちゃんとどうやってやっていったら医療費がふえないかということの事業評価をやっています。予防接種もきっちり嵐山町と同じようにお金を出しています。

滑川町です。滑川町見たらわかります。これ18歳まで、こども医療費やっています。そして、それは嵐山町と違いますよね。18歳というのは一番、高校生の段階というのは、最も医療費のかからないところですから、やったとしてもそれほどの金額にはならないでしょうけれども、でもこれだけになっています。そして、子供の1年間の医療費は2万5,289円ですから、嵐山町と比べると1年間で8,000円ぐらい違います。

私は、嵐山町に関して言えば、こども医療費の窓口払いは廃止しなければ、もう嵐山町にというのは魅力が非常に少ないだろうなというふうに見たのは、ときがわ町のホームページです。空き家バンクをやっています。こども医療費も全部窓口払い廃止しています。そして、予防接種もというふうな形になっています。私自身は、これはこども医療費は子供の貧困という視点から、今回入っていますから、この貧困の視点でやっていきますけれども、例えば子供さん、救急医療にかかったら1回1万円、それをそのときに払わなくてはいけないというふうになったときに、その親御さんたちは本当につらいと言います。

貧困になれば貧困になるほど、医者にかかる率が高い、1.3倍違うと書いてあります、別の本ですけれども。1.3倍の違いがあるというのは、要するに子供がふだんちゃんと世話をしてもらえていないからなのです。御飯も、朝御飯とか昼御飯とか晩御飯とかきっちり食べさせてもらえない。お風呂にもちゃんと入らせてもらっているかどうかわからない。ダブルワーク、トリプルワークの場合は、特にそういうふうになっていきます。そういうふうな家庭のお子さんが、どのくらいいらっしゃるかというのはわからないのですけれども、この数字ですと年々、年々この数がふえてきている。子供の数が減少しているのに、年々、年々その数がふえていく。その中で嵐山町は、こども医療費に関しては、相変わらず窓口払いの廃止をしないで続けていく。ほかの市町村は、子供の医療費の窓口払いは廃止している。そして、そのときのショックの差というのは大きいのです。私も医療機関に行ってみましたけれども、本当に嵐山町だけ窓口払い、医療費無料ですと、無料でいいですよという中に入っていない

い医療機関ですよ。

嵐山町の親御さんがそれを見たときに、特に貧困の家庭の方がそれを見たときに、何て嵐山町は不親切な町なのだろうかと思うのが当然なのではないですか。特にゼロ歳児から、ゼロ歳児のお子さんが一番医療にかかります。ゼロ歳児のお子さんというのは、学年費や何か関係ないです。保育園に行っていない方も多いです。

そういうふうな形の中で、やはり私は子供の医療というのは、先ほどの話ですけれども、町長の話ですと、普遍的に全体的にやるか、所得格差に応じて支援するかという形のどちらかをとるかというやり方があるというふうな話でした。ですけれども、これは各国のやり方を見ても、全体的に普遍的に支援をするほうが、大人になってから将来的には効果が高い、それが実証されて、ある程度研究で出されています。それは、民主党がやったやり方ですよ、一つのやり方です。子供手当という。そして、今自民党が格差の形で、所得格差でやっていこうとしています。

ですけれども、嵐山町の場合は、私はそこのサポートのことを言っているわけではなくて、こども医療費の窓口払いの廃止というところの1点でやっているのです、1番に関しては。それで、町長は全体の中の一体どうなのですか。私だって子供を育てているときは、子供の医療費なんて、窓口払いの医療費は全部払っていましたから、ほかの皆さんもそうです。私たちの年代の方はそうかもしれません。そのとき申請式で返ってきました、3歳ぐらいまでは。だから、いかに窓口、このまま申請しないで医療にかかればどんなにありがたいかなというふうに思っていましたけれども、それはこの年になったらそういうふうには、子供を育て上げてしまった段階になったらそうは思いません。

ですけれども、子供を育てている段階の人たちは、医療費がほかの市町村が医療費を払わなくてよくて、15歳まで払わなくてよくて、滑川町は18歳まで払わなくてよいというのを医療機関に行ってみて、そして苦しい生活をしている人たちがどのように感じるかということで、それで町長はそれは国の責任だというふうに言われますけれども、実際に嵐山町はこども医療費の支援をしているわけです。窓口払いの廃止をするかしないかで、窓口払いの現金で払える人は、それだけの現金を持っているお金のある人、公務員とか会社員で正規の職員についている人です。

ですけれども、こども医療費の窓口払いをしなくてはいけないから医療機関に行けないという、この1年間のときがわ町と嵐山町の差を考えたら、3,000円ぐらいの差

ですよ、1年間の3,000円の分。そこの部分は、申請するのが面倒くさいから申請しないという人もあるかもしれないけれども、お金がないから医療にかかれない、そういう人のほうが多いのではないですか。

それを、嵐山町は福祉的な措置として子供支援として、そこを考えると、こども医療費の窓口払いの廃止をしていくという視点がないといけないのだと思うのです。それは、ほかの方がどんなに嵐山町の議員の、保守系の議員の方がそれに賛成しようとしても、賛成したとしても、嵐山町の一般的なお母さんたちは、本当におかしい、嵐山町だけどうしてこうなの、特に救急なんかにかかったりするお母さんたち、年中ぐあいが悪くなって救急にかからなくてはいけないお母さんたちは、本当につらいなと思っている方が多いです。聞いてみると、救急で搬送されていって、お金がないから次の日ですというふうに言われて、1万円とか2万円とかを工面するのが大変だというふうなことを聞いています。それが、窓口払いの廃止がされていたら、そこの部分だけは少なくとも気分的には楽なわけです。それは非常に、お金がないということは、とても子供を育てている中でストレスがあります。そこのことに関しての思いやりがないのが、こども医療費の窓口払いの廃止をしない嵐山町の現状ではないかと思うのですけれども、これはセンスの違いではないと思います、私は。いかに子供や、それからお母さん、子供を育てている親、貧しい家庭の中で子供を育てている人に対しての共感力のなさだと思うのです、嵐山町の。そこのことについて伺いたいと思います。ですから、社会的ネグレクトを実際にはしているのですよ、嵐山町は。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 思いやりがないという話があったのですが、そんなことは全くないのです。もうそんなことはないのです。

一つこういうのは前から言っていますけれども、数字が発表になっているというか、担当から出ているからあれなのですが、介護認定の発生率というのがあるのです。それで、これは介護認定だけではないのです、介護というのは。その前の健康状態というのからつながっているのです。こういう予防医療というものが、嵐山町ではいろいろな形でだんだん、だんだん定着をしてきている。それは、若い人からお年寄りまでそういうような状況が定着をしてきているのだと思うのです。

要するに、お医者さんにかからないでいられるというのは健康状態ですから、これが一番いいことで、そういうふうになるように行政、政治というのはいかなければいけないのだと思うのです。かかりやすいからどんどん病気になったのではどうしようもないのです。かからないようにならなければいけない。

それで、先ほども話ありましたけれども、この格差の発生の中で、全体をやるか一部をやるかという話が、それで外国の話がいろいろ出たり、いろいろなあれありました。これも議員さんももうご承知だと思いますけれども、全体と、ですから発生前に全体のところですよ。そこのところに資金を投入するのか、あるいは発生した後その人たちにやるのかというのが、世界の中でも、いろんな専門家の中でも議論がこうあるわけなのです。

それで、さっきおっしゃったかもしれないですが、全体のほうが効果はあるのですよ、全体に出したほうが。というのは、川上というか、発生をする前の段階に出したほうが。では、何でそっちのほうがいいのかと言ったら、出す総額が桁違いに大きいわけなのです。発生をしたところで出すのではなくて、発生をする前に出すというのは、もう財源の投入というのは桁違いに大きい。ですから、世界の中のいろんな数字の中では、そちらのほうが効果があるとされているのです。

しかし、それがなかなかできない状況が世界の中でも出てきている。ですから、川上ではなくて川下の状況にこうなってきたという事だと思ってしまうのです。嵐山町も、ですからそういう中であって、何に貴重な財源を、お預かりしている貴重な財源をどう投入をして、それで思いやりの話が出ましたけれども、健康で楽しく毎日明るく生活ができるためにはどういうふうなことをやったらいいのかというのは、議会の議員の皆様方にお知恵をいただきながら、それで予算を出してご承認をいただく中で進めさせていただいている、こういう状況でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） こども医療費に限って言っています。こども医療費に限って言っていて、町長は例えば救急の医療、救急車で運ばれたりとか、子供さんが救急車で運ばれたりとかいう事態に陥ったことがないのですよね、きっと。そして、その場でお金を持っていなかったりすることがあるということを経験なさっていないですよ、多分。

そういうふうなことが子供さんの貧困になれば貧困になるほど、そういうふうな医

療に、本来ならば医療にかかる機会が多い、通院などが多くて、それでそれができないために入院医療費のほうに行っている。相対的にいくと、今現在でこども医療費のほうに、窓口払いの廃止をしてしまったほうが割と医者にかかりやすいですから、救急な状況にならない。相対的な医療費というのは上がってこないというふうと考えられます。

それは、これはおもしろいなと思ったのですが、ときがわ町の、ちょっと今手元にすぐ見つからないのですが、ときがわ町の医療費の評価を見ますと、ときがわ町は目標回数があって、評価が子供の医療費の年額、年の回数と、それから金額になっています。こんなことであるのかなと思いながら見ていたのですが、評価をしていくときに、子供さんたちがなるだけ早期の段階で医者に行って、そして早期の段階で治療していく、そのために窓口払いの廃止をしていくというのが、ときがわ町の目標になっています。

ほかの市町村のは見ていないのですが、目標というのが出ていないから見ていないわけなのかもしれませんが、それが本来のこども医療費の窓口払いの廃止の目的なのだと思うのです。嵐山町の場合は、こども医療費は後で還元するということですから、それは医療にかかりやすくはしないわけですよ。ワクチンの問題をやっていると、こども医療費の窓口払いの廃止があるからワクチン接種が進むというふうな形になっていて、非常に問題が大きいというふうなことも言われています。

ですが、今回の場合、子供の場合は、かかる医療というのは風邪、ほとんどの場合風邪とかが多いのです。重篤なあれではないです。歯医者さんに行くとしても、歯医者さんでちょこっと治療をするとかそんな感じだけでも、お金がないから重くなって行くというふうな感じが多くなっていく。そうすると、逆に言えば、医療費全体は低くなっていくのではないですか。早い段階でやっていく。

そういうことを考えてきますと、財政の問題で、私はこども医療費の問題というのは、財政の問題で町長がやっていると考えています。こども医療費の問題、こども医療費が一体自分に幾らお金が、幾ら使っているか知ってほしいといったら、それなりの方法はあるはずですよ。それをやらないで、全く考えないで、嵐山町だけここで、こども医療費の窓口払いを廃止しないでずっとやっていくということに関して、嵐山町はどんなに頑張っても、嵐山町、嵐山町、嵐山町を元気にしようなんて言ったって、このところで親御さんに嫌われますよね。そういうふうなことをお考えになったこと

ないでしょう。私は、子供の貧困というところで、今話していますけれども、これは私はマイナスになっていくと思いますけれども、これ以上やっても同じ、町長がしっかり自分で、本当に貧困というのと子ども医療費がどういふ関係があるかというのをご自分で研究調査なさらない限り、方向が転換しないでしょうから、次に行きます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 次ですけれども、この地域の方とというふうな形で、貧困家庭の状況把握はしていないという形でした。貧困家庭の状況把握というのは非常にプライバシーの問題があると思うのですけれども、何らかの形でやっていかないと、これは調査ができないし、今のような形のご回答にしかならないと思うのです。

実際に本当に私も町の中を歩いていて、この家庭が貧困なのだろうかとかいうふうな形で見られないです、今。どんなことがあっても、皆さんかわいい格好の服を着ているし、だけれども、食費に困っていたりとか、そしてもうお母さんが子供の世話をできないから100円上げたりとか200円上げたり、それからコンビニに行って御飯買って食べてしまいなさいというふうな形で子供の状況がある。そのところを、やっぱり何らかの形で調査していかざるを得ないと思うのです。

県がどのような形の行動計画を出してくるかわからないのですけれども、嵐山町独自でやっていかなくは、これだけ数がふえているので、保育園なんかに行っていて、保育園なんかだとある程度できるのかもしれないけれども、学校段階ではどうなのかということ、私は近隣市町村とでも一緒にいいので、把握するべきではないかと思うのですけれども、特に休業日なんか、学童保育や保育園の休業日とか夜間に働いているお母さんたちっているはずで、それもファミリーサポートを使うことができるだけの情報を持っていらっしゃる方だったらいいのですけれども、そうでない方もいらっしゃると思うのです。そのところがさらなる虐待に通じると思うので、それをやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

議員さんのご質問の中にもありましたとおり、プライベートの問題というのは個人情報の問題というのがかなり多くこの調査というものはあるわけです。そういったとこ

ろで、私どものほうからすると、ご質問の中に特に学校というお話もありました。先生の目の中で、きょうは食べてきたのかとか、そういった気になる子とか、そういった、あと体がお風呂に入ってなさそうだとか、そういったものを細かに見ていただいて、学校では現場では、要保護、準要保護のご案内というのもしてありますけれども、そういったお子さんの変化というか、状況を見た中でご相談をさせていただいて、そのご相談内容によって、私のほうがいいのか、福祉がいいのか、健康がいいのか、そういったところをそれぞれ相談業務をしているというのが現状でございまして、貧困家庭のこういった内容まで全体的に調べられるかというところかなり無理があるのではないかなと、このように感じております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 学童保育に全てのお子さんが入っていたりしてはいないと思うのです。保育園も利用されていない方もいらっしゃるかなと思うのです。そのときに、4～5歳ぐらいになったお子さんですけれども、そのときに学童保育に入っていたら、少なくとも土日は仕事をしていらっしゃるかと、土日の子供さんの状況を聞いてみるということはあるかなと思うのです。

あと、夜の状況で、家庭で夜の時間帯で、一人でいる時間帯が多いかどうかというのは、子供に聞いてみることはできるかなというふうに思うのですけれども、そういったことを調査していくことは、子供の貧困という視点が今まで嵐山町にも行政の中にもないわけですから、そういった視点でもう一回子供の生活を見直していくということが必要だと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

まず、貧困かどうかというのが、変な話、私どものほうは、現実的には調べることができないわけです。収入申告、税務課のほうで把握しているわけですね、所得の把握というのは。私どものほうで直接所得の把握をして、貧困かどうかというのは、調査のできない話でございますので、まずそこが一番問題があるのかなとは思いますが、

ですから、先ほどお話し申し上げましたように、保育園なり学校なり、そういった

中で変化のあるお子さんの状況で、ご相談をいただくという形で今対応しているというのが実際できる範囲かなとは思っています。

貧困かどうかの線引きというのは、所得の把握ができる状態でないとまずは言えないと思います。収入が例えば少ないという状況であっても資産があるというご家庭もあるでしょうし、その辺が一番ネックになるのかなとは思っています。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 貧困調査ができないと、次のサポートの体制に行かれないのです。そこのところで問題になっているわけなのですが、ですけれども、要保護と準要保護の申請はあるわけですね。あと保育園に入っていらっしゃる方は、保育園の申請もあるわけですね。その中で、少しずつ把握するということは、私はできないことはないなというふうに思うのです。

ただ、本当に要保護と準要保護、それから所得の課税の部分ですね。そこのところだけなのですが、それができないと次に行かれないので、特に夜間とか小学生高学年、中学生の夜の一人で過ごしている子供たちがどの程度いるかということです。そこのところが把握できる方法としては、把握できないのでという調査の方法がないのでという形ではなくて、何らかの形をつくってやってみるということではないですか。何度言ってもあれですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

先ほど議員さんお話しのとおり、要保護、準要保護、そういった、また保育料の減免の関係、これは個人情報です。ですけれども、申請に基づいて調査をさせていただいている、それでわかるというのが現状でございまして、今の段階では、では全体的にそれが把握できるかというとなかなか難しいものがあると、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 教育長さんが手を挙げています。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 基本的には、ただいまのこども課長の答弁のとおりでございます。

学校教育の視点から考えますと、一つこれは人権にかかわる問題なのです。やはり所得がどうこうとか、そういう問題が子供にわからない、わからないのがいいのかどうか私もわかりませんが、やはりこれは特に中学生、非常に気にします。そういった中で、学校ではいろいろな機関と連携しながら、子供の立場もやっぱり考え、特に要保護、準要保護は母子家庭が圧倒的に多いのです。つまり80%前後は、要、準とも母子家庭なのです。

こういう中で、やはりある意味では家庭を守りながら、また学校も校長さんを中心にしながら、一人一人の教育をやっていくということを視点にとると、これ非常に難しい問題があるかと思しますので、この問題についてはやはり大きな問題ですけれども、貧困とこの人権、これあわせて考えていかななくてはいけないのかなということを考えております。

しかし、渋谷議員さんが貧困について非常に熱心に考えていただいていることに対しては敬意を表します。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今の答えですと、結局お答えですと、難しいから何もできないという形になってきます。でも、難しいから何もできないではなくて、一歩切り込んでほしいなと思っています。

特に子供さんに関して言うと、中学生や何かはお話を聞いていると本当に厳しい状況があるみたいです。学校に本当は高校に進学してもいいけれども、進学したいけれども、もう親もこういう状況だからやらないというふうな初めからの諦めとか、それが貧困の連鎖を生むわけです。その貧困の連鎖を生まない方法をつくっていくというのが、今の教育行政に課せられているものだと思うのです。ですから、就学についてということ、次にいきますけれども、就学後については地域の連携ということでしたけれども、スクールソーシャルワーカーというのをお願いするようにしたのですけれども、それはどのような形になったのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

念願のスクールソーシャルワーカーは以前にも質問ございましたですが、スクールソーシャルワーカー的な方を今年度菅谷小学校に導入いたしまして、現在進めておるところでございます。

先ほどの準要保護とか、そういった家庭とまた違った不登校の問題とか、あるいはいじめは現在ありませんが、そういった問題に対してもワーカーがこども課の職員と一緒に家庭に訪問して、少しでも家庭のお話を聞いてあげると、そういったことで現在、1人導入になりました。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、スクールソーシャルワーカーの方が中心になって、この地域の連携というのをやるべきことだと思うのです、本来。それがそうならないというのはどういうことなのかなと思いつつながらなのですが、嵐山町で初めて導入したのでこれからのこととして期待していきます。

4番目のことに関しては、町長は社会的ネグレクトに関しては、貧困問題に関しては社会的なネグレクトで嵐山町は行くというふうな形で対応していくというふうな考えられているなというふうに思います。というのは、子供の貧困と介護の問題とは違いますから。介護やそういうふうなものとは全く違う状況にありますから、そういうふうな形で、これは町長は貧困、子供の貧困問題に対しては余り対応されないというふうに私は解釈いたしました。

それで、次に行きます。

○青柳賢治議長 2番目ということですか。

○13番（渋谷登美子議員） はい、2番目です。

○青柳賢治議長 では、この際、一般質問途中ですが、休憩いたします。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 4時09分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行します。質問事項2の予防接種について。どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） では、予防接種についてです。

5月19日に開催された厚生労働省ワクチン副反応検討部会への厚生労働省の提出資料によると、肺炎球菌ワクチンプレベナーでは平成25年7月28日から平成26年10月と書いてありますが、2月28日に訂正します。までで、製薬会社ファイザーの報告では68、医療機関からの報告では26、うち死亡が2、未回復2が重篤な副反応となっています。

同プレベナー13では、平成25年10月28日まで製薬会社ファイザーからの重篤な報告は18で、医療機関からの報告は33で、うち死亡は3名、未回復2、不明2でした。

ヒブワクチンでは、平成25年7月28日から平成26年2月28日までで製薬会社サノファイバーからの重篤な報告は75、医療機関からの報告は77、うち死亡6、未回復2、不明2です。

ロタに関しては、平成25年7月1日から平成26年2月28日でグラクソスミスクライン社からの重篤な副反応報告は49、うち死亡1、未回復1、不明7、医療機関からの副反応報告は18で、うち死亡1、未回復1です。5価ロタウイルスでは、メルク社から重篤副反応報告者は39、うち未回復1、不明7です。医療機関からの報告は10で、うち死亡1です。

本年度から町独自の助成であるB型肝炎ワクチンは、7月1日から2月28日までで、製薬会社2社からの重篤副反応報告は24、うち予後不明6、医療機関からの副反応報告は13、うち死亡1です。重篤な副反応報告は、調査をしていますと同時接種が多いです。予防接種に関する基本計画では、市町村は定期的予防接種の実施主体として医師会等の関係団体の連携のもとに、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供を行うなどを定めています。

ところで、現在の副反応被害は、診断書経費の自己負担、副反応被害と認定されるまでの早くても8カ月以上必要と言われているのですが、それまでの医療費は全て自己負担となり、被害者の負担はとても大きいものです。

嵐山町においては、予防接種に係る副反応被害を防止するために、住民への周知、医療機関に対しての協力をどのように求めていくのか、また予防接種への勧奨及びまた独自助成をする場合の危機管理、診断書費用や医療費等の支援について伺います。

この資料なのですけれども、この資料が、裏です、裏が予防接種スケジュールというのなのですが、生後1カ月から4カ月の間に、これ何回するのかちょっと数えてみます。15種類ぐらいやりたいです。それで、それを同時接種でするわけです。1歳になってくると、MRとそれから町独自の助成が水ぼうそうとおたふく風邪とヒブ、

小児肺炎球菌、四種混合、1歳3か月で水ぼうそうが2回目が町助成です。

そして、1歳2か月以降の小児肺炎球菌の補助的追加が1回で、これは7種類のワクチンの接種の完了者のみなのですけれども、小学校入学までにMRの2回目、日本脳炎を3歳で2回、4歳で1回で3回やります。おたふく風邪が1歳以上で町助成が1回、水ぼうそうが2回、町助成が1回です。小学校卒業でジフテリアと破傷風のDTというのをやります。それから、ヒトパピローマウイルスとMR、B型肝炎ワクチン、中学校3年でインフルエンザワクチン町助成というふうな形になっていて、非常に厳しい、今までにない予防接種の状況になっています。

予防接種の状況がなぜこのように変化しているのかということなのですが、私も、私が子供を育てているときというのは6カ月までは予防接種は子供にしませんでした。それで、なぜこの予防接種がこれだけ頻繁になるかということになりますと、普通でしたら、昔でしたら、はしかは感染して免疫をつける、そしてそのうちに知らないうちに周りにある自然なウイルスに何度も何度も感染するので免疫の力が強くなった。ところが、ワクチンを打って免疫をつける、それが自然なウイルスを何度も感染することで免疫がさらに強くなるというのが20年ぐらい前みたいですよ。

そして、それがさらにワクチンを打ち免疫をつける、周りはワクチン接種で免疫をつけた人ばかりで、病気そのものが少ないために免疫を強くすることができない。現在ですが、親がワクチンで免疫をつけた世代のため、赤ちゃんに伝わる免疫も弱いために、こんなにたくさんの免疫をワクチン接種をするという形になっていまして、本当にこのワクチンが必要だかどうかかわからない現状で、ワクチン接種がどんどん、どんどん進んでいて、多分最高で40種類ぐらい、小学校に上がるぐらいまでに40種類ぐらいのワクチンを接種するように、定期接種ですようになるだろうというふうに今言われています。

それで、嵐山町の場合、この予防接種に関しての副反応があったら、副反応この前もお話ししましたけれども、28日以内でないと副反応と認めてもらえません。なので、なかなか申請してもまず医療費が取れることもないですよ。ですけれども、これを放っておいていいのかということがありまして、少なくとも嵐山町では、予防接種の勧奨と、それから独自助成をする場合に、この副反応に関しての危機管理と、診断書費用や、診断書を持っていかないと副反応であるかどうかの診査も受けることができないわけです。

そして、それまでに医療費等の支援等、仮に副反応だと認定されれば医療費は出てくるわけなのですが、それも出て、ほとんどの場合出てこなくて、この前の死んだ方の状況を見てみますと、3種類のワクチンを同時接種した人なのですけれども、因果関係は評価できないとされています。接種後2日後に亡くなっているわけですが、因果関係は評価できないのです。そして、次に、7月3日に接種した人なのですけれども、接種3日後に心肺停止なのですけれども、死亡解剖がされていないのでワクチン接種との因果関係は評価できない。これでまた、副反応と認められていないのです。

2月の25日に、接種30分後異常が発見されたけれども、評価不能、ワクチンと接種の因果関係は評価できないという形になっています。

そして、11月22日に2種類の同時接種をした子なのですけれども、亡くなっています。それも、情報が不足しているため評価できない。

12月22日に2種類の同時接種をした子で、接種翌日に心肺停止で運ばれたのです、亡くなったのですけれども、これも因果関係は評価できない。

12月21日に接種した子で、3日後の早朝に呼吸停止状態で搬送されたのですけれども、死亡しているのですけれども、これも因果関係は評価できない。

4種類のワクチン混合で25日に接種されているのですけれども、接種の翌日に呼吸停止状況で発見されています。でも、これも、これ全部定期接種です、評価不能となっています。

4種類のワクチンを接種した子、2月26日なのですけれども、接種後2日後に死亡しているのですけれども、これは調査中と。4月9日に接種した子も、接種4日後呼吸停止が認められ、死亡なのですけれども、これも調査中という形で、非常にワクチン接種をしても副反応と、明らかに接種後2日後に亡くなっていたり、そういうふうなお子さんでも、予防接種と関係ないとされてしまうという状況で、昭和22年から今までの数なのですけれども、ちょっと今持ってきていないのですけれども、2,800ぐらいですか、それぐらいしかワクチンと予防接種との関係があるというふうにしかなっていません。

そういうふうな現状の中で嵐山町が予防接種を続けていくわけですから、特に独自の町助成をしていくわけですから、せめて診断書代ぐらいは出していくとか、そういった情報提供をしっかりと行って、これからも予防接種が多くなるわけですから、それ

についてどのように対策を考えるか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井いきいき健康課長。

○石井 彰健康いきいき課長 質問項目2につきましてお答えをいたします。

予防接種は、これまで多くの疾病の流行の防止に大きな成果を上げ、感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらすなど、極めて大きな役割を果たしてきました。

予防接種によって獲得した免疫が感染症の流行を抑制していることが忘れがちとなっていますが、国民全体の免疫水準を維持するためには、予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、一定の接種率を確保することが重要であります。

一方で、健康な子供たちにワクチンを接種する行為については、極めてまれではありますが、重篤な健康被害を発生することがあり得ることは、町民の皆さんに正確に伝え、理解を得ることも重要であると考えております。

今後も接種者、医療機関等に対し、予防接種制度の概要、予防接種の流行性、安全性及び副反応、その他接種に関する注意事項等について十分な周知を図ってまいります。

副反応の対応等につきましては、厚生労働省の予防接種ワクチン分科会副反応検討部会で調査検討しておりますが、今後の国等の動向を注視しながら、迅速かつ的確な情報を対象者に提供してまいります。また、万が一事故が生じた場合には、直ちに嵐山町予防接種健康被害調査委員会を開き、迅速かつ適正に対応できるよう努めてまいります。

以上答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 予防接種検査会ですか、それはどのような形で出されるかわからないのですけれども、周知というのはやっていただくことは当然だと思うのですが、診断書費用とか医療費等の支援については、危機管理として嵐山町で初めから整えておくことが必要かなと思っているのです。定期接種の場合は、後から副反応が起きたと言って申請してから、8カ月後ぐらいには何とか審査が始まるみたいなのですが、それまで非常に重篤な被害があって重篤な状況が続いていって、介護をしたりしなくてはいけないのがほとんど副反応の状況みたいなんです。

やっと杉並区で1つだけですけども、子宮頸がんワクチンの副反応被害に関しては、1年間44万円というふうな形で杉並区が出す形になりました。やっとです。そして、横浜市でもやっと、副反応と診断名が見つからないものでも何とか出していくというふうな形になったわけなのですけども、少なくとも嵐山町の場合は、診断書だけは予防接種をした場合に出すとかいうふうな形をつくっておかないと、予防接種にかかわる行政への信頼感というのは、私はもともともう損なわれてしまっているなというふうに思っているのですけれども、それが確立できないのではないかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをさせていただきます。

保護者等には、十分に予防接種を受けるに当たっての注意すべき事項と、また有効性等を十分理解した上で接種をしていただくということで、注意等説明をさせていただいているわけですけども、また各医療機関でも医者の方から、また注意事項等いろいろ説明をしていただきまして、保護者等同意をして接種をしていただくというふうな形になっております。

また、診断書料の関係なのですけども、幸いにも嵐山町では今重篤な副反応被害ということはございませんけれども、今後十分検討していければというふうには思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 予防接種の副反応についての説明なのですけども、一応予防接種の手帳を渡すというふうな形で、それを読んでくださいというふうな形になっていると思うのです。直接親御さんに説明をするという機会はないはずです。今まで聞いている範囲内ではないと思います。

それと、もう一つ、ドクターがそれについてしっかりチェックするかということに関しては、私は嵐山町でどの程度されているかどうかわからないのですけれども、チェックしていないお医者さんが多いです。情報公開請求で埼玉県の副反応についての報告書というのをとって見たのですけれども、ほとんど副反応が出てきているお医者さんというのは余りチェックしていないです。そういうふうな状況があるということ

がありますので、ドクターと今後どのような形で。副反応被害について、これだけの予防接種を行っていくわけですね。

私は、本当は必要ない予防接種もかなりあるだろうなというふうに思っていて、1994年までインフルエンザは予防接種されていたわけですが、インフルエンザの予防接種の副反応が大きくなったので、そしてインフルエンザは予防接種から外れたりしていますよね。そのくらい副反応というのは実は大きな問題で、副反応の被害の人は0.001%とか0.0004%とか、そんな形ですが、命を失う人は100%ですから、個人にとっては、それはとても甚大な被害なので、それは医療側とか製薬会社側から見た場合と個人から見た場合とは全く違います、状況が、数字の把握の仕方が。そうすると、そこをしっかりと医療側がどう伝えるかということが大切で、37度ぐらい熱があっても平気で予防接種するお医者さんもいて、それが副反応の原因になっていたりとか。一遍に、これ同時接種を今進めているわけですが、私もこの同時接種というのはすごいなと思って見たのですが、4つ一緒にやる人は、やる場合は、右と左にやって、そして足にやるのですか、15センチ間隔、注射の針の位置がずれていたら、それで一遍に4つ予防接種ができるらしいのです。そうすると、一遍に4つの毒素が赤ちゃんの中に入っていくわけですね。それで、子供の体が、私には考えられないようなことが今現在起こっているわけで、そこを、意外と同時接種をやっていくということは、これだけのことをこなさなくてはいけないわけですからやっていくわけですね。だけれども、実際にはとんでもないことを、ワクチンですから細菌の薄めたのとか、不活化とかいろんなものを行っているわけなので、そこを、このところの危機意識とか危機管理というのを、ドクターも保護者も、それから行政もしっかりわかっていなくてはならないと思うのですが、それは予防接種の簡単な手帳を渡すだけでよいのでしょうかと、診断書とかそういうことについて伺います、もう一度。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員、一問一答なのです。

○13番（渋谷登美子議員） はい。

○青柳賢治議長 それなので、今その予防接種の説明の件についてよろしいですか。

○13番（渋谷登美子議員） それでいいです。

○青柳賢治議長 では、そのような形で教えてください。

答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変難しい話を言われていて、全く雲をつかむような話でわからないのです。それで、課長のほうも苦心して答弁していると思うのですが、予防接種を今まで嵐山町で国、そして県の指導を受けて、それと医師会の先生方のご指導をいただいてやってきた中で、変えなさい、これやめなさい、こうしなさいというのを言われていないわけです、今のところ。ですから、そのまま続けさせていただきます。

ただ、今話の中で、予防接種の副反応被害が2,800例あると。そして、8カ月後にこの検査が始まるという、これでいいのですか。という話ですよ。ですから、こういうもののこのアンテナというのはしっかり上げていってしなければいけないのは、当然この行政のほうにもありますけれども、今の状況でこの2,800例というのが副反応被害と言いましたけれども、被害というふうに認めていないわけです。厚労省のお偉い先生がいるところの会では。ですから、認めれば、もうすぐよせということになると思うのですが、そうでなくてつながってきてしまっている。ですから、これらのことがどういうふうなことにこれからなっていくのかというのは、私ども行政のほうとしては本当に真剣にアンテナを高くして情報収集、それとまた地域の医師会の先生方にしっかりご指導いただいたり相談したり、県のほうに情報聞いたり、これは今まで以上にやっていかなければいけないなというふうに思っています。

少なくとも嵐山町の被害に、今おっしゃる0.0何%かわかりませんが、患者さんになった人については100%なので、そういうことが絶対に起きないように情報をとりながらやっていく。そして、予防接種というのは効果があるというふうに信じているからやっていくのであって、これが根本から全くひっくり返るようなことであれば、嵐山町だけでなく日本の国がひっくり返ったようなことになっていくぐらいな大きな問題だと思いますので、しっかりと情報がとれるように気持ちをしっかりと持って、取り組んでいきたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、そのようにお願いするので、ですからこれは被害があったというふうな形があったときでも間に合うのかもしれないのですが、診断書費用や何か、少なくとも医療費等の支援については、十分な体制がとれるようにしていただきたいと思います。

次に行きます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 空き地空き家条例制定の進捗、そして課題について伺います。

これ、私のほうでは、一応報告書を読ませていただいた後の、空き地空き家のアンケート調査の報告を読ませていただいた後の質問です。パーセンテージ的に見ていないのですけれども、決して多い、60%ぐらいの回答でしたか、だから多くの方からの回答というか、61.6%の回収の中でいろんなことが行われているということがわかりましたので、それをまず、それを前提にして聞いています。

2番目です。空き地空き家については、近隣住民からの不安も多い。空き家の適正管理について、老朽度の基準を設け、利用不可能な場合の取り壊し等への助言、指導が行える制度が必要だが、見解を伺いたいと思います。

そして、空き家についての固定資産税の特例についての考え方を伺います。これは、空き家があったほうが、固定資産税が空き地にしておくよりも金額が低いので、空き家をそのままにしているという方もやはりこのアンケートの中に何%かいらっしゃいました。

それと、次です。住宅地にある空き家の場合、公的機関で借り上げ、高齢者等の居場所としての活用などの考え方はという形で伺います。空き家は、結構やっぱり市街地のほうの空き家が多いです。それも踏まえてこの質問をさせていただいています。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）から（4）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、質問項目3の（1）につきましてお答えをいたします。

空き家の適正管理に関する条例等の制定につきましては、先進自治体の条理等を参考に、地域の実情を考慮した条例を早急に制定してまいりたいと考えております。

現在の進捗状況でございますけれども、条例に盛り込む事項につきまして鋭意調査、研究を進めております。それから、課題といたしましては、老朽空き家への立入調査、この問題、住宅の老朽危険度の判定の方法、それから高額となります除却費用の負担の問題、それと固定資産税の特例措置、この取り扱いがあるというふうになっております。

続きまして、質問項目3の（2）につきましてお答えをさせていただきます。埼玉

県では、空き家対策指針を作成をいたしまして、モデル条例とともに市町村に提示がなされました。この中で、著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める場合を判定するためのフローが示されました。

山形県が定めております老朽度危険度の判定基準なども紹介をされておるわけでございます。これらを参考に空き家の老朽度の判定の基準、また取り壊し等への助言、指導、勧告等を盛り込む方向で検討をしております。

次に、質問項目3の(3)につきましてお答えをいたします。住宅の用地として利用されている敷地につきましては、課税標準額が価格の6分の1及び3分の1の額とする特例がございます。一方、住宅を取り壊したことによりまして、住宅の用地としての利用がなされなくなった敷地につきましては、この特例措置がなくなりまして、平均して4倍弱固定資産税が高くなるわけでございます。このことが、空き家対策が進まない要因の一つというふうに言われておるわけでございます。

現在国会において、空き家等対策の推進に関する特別措置法、これは仮称でございますけれども、提出がされるというふうな報道もあるわけございまして、この特措法の中でこの固定資産税の優遇措置が講じられるのではないかというふうに言われております。

次に、質問項目3の(4)につきましてお答えをいたします。現在町では、地区集会所等を会場に、高齢者の交流の場として触れ合いサロンを実施していますが、今後はこうした地域における支え合いの活動をさらに活性化するとともに、地域住民やボランティアのみならず、NPOや企業など、多様な事業主体による多様な通いの場を提供していくことが、介護予防や生活支援の充実を進める上で大変重要であります。

ご提案の高齢者の居場所としての空き家の活用は、空き家を迷惑施設としてではなく、有効な社会資源として捉えるものであり、空き家問題を解決する糸口になるだけでなく、高齢社会におけるまちづくりの一つの方向性を示すものにもなり得るものであります。実際に活用するにはさまざまな課題もあると思われませんが、1つの手法にこだわらず、地域に合った具体的な活用方法について、その実現に向けて研究、検討を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ありがとうございます。空き地空き家条例のアンケートを

見ましたら、やっぱりこれはアンケートの回答が60%というのは、多いのでしょうか、60軒ぐらいが返ってきていないということは、それだけ遠隔地にあったり、自分の今持っていらっしゃる家に関心がないというか、もう全然違うものであるということと、それからこのところで見たとのは70歳代の方が、60代、70代の方がとても多いので、あとあれですよ、ほかのところも見たのですけれども、空き家を貸すという形になってきますと、これは国土交通省のほうの調査なのですけれども、やっぱり郊外とかを選ぶ方というのは50代、60代の方が多いので、そしてしかも駅に近いところで利便性があるところを求めているというので、ちょっと遠いと難しい。病院がないと、まず行かれないということがはっきり出ているのです。これは国土交通省の調べなのです。住宅に関する調べなのですけれども。

そうすると、嵐山町の場合、今現在で可能なものというのは、やはり市街地にある住宅をどのように活用していくかということが大きいのかなというふうに見ていて、市街化調整区域のものはどうすべきかというのは、それぞれの地域、地域によってやっぱりやり方があると思うのですが、そこについての対策の条例、条例の中ではそれはできないかもしれないのですけれども、空き地空き家に関しての推進計画ですか、それと老朽化したものは、老朽化しているものである程度もう取り壊してもいいよというものに関しては補助金を出しながら取り壊していく、そういったよう選別をしていく方法がこれから必要になってくると思うのですが、それについては全体的なことに関しての質疑になってきますが、どのような形で、これからまだ進捗状況があったので、これからの中に盛り込んでいくということになるのでしょうか、それについて伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 アンケート調査、嵐山町の159人の空き家を持たれている所有者の方にアンケート調査を実施をしたというふうな結果でございます。

回収率が、今議員さんおっしゃられる61.9%、空き家の所有者が不明と、空き家はあるのですけれども、所有者が不明、管理人が不明というのも必ずあるわけございまして、こういったものにどう対応していくか、所有者がわかった方には条例上でその管理義務ですとか指導、助言、勧告、場合によってはその命令ですとか、どこまで進むかわかりませんが、行政代執行まで行くのか行かないのか、公平公正を保

つために審議会を求めて設置をして意見を聞くのか。課題は尽きないわけですがけれども、今ある嵐山町の空き家の現状というのが、渋谷議員さんがおっしゃられたように70歳以上の方が所有をしているというのが全体の42%、60歳以上ということになりますと、72.5%所有者の方が高齢化をしているという現状。それから、空き家の建物の古さ、24年以上たっているものが全体の70%、34年以上のもので見ても56%、古い建物が空き家になっているというふうな現状にあるわけです。

これをどういう形で空き家条例の中で位置づけて、空き家の所有者の方に責任を課したり、町として対策をどう講じていくかというふうなことになるわけですがけれども、まず議員さんは市街地と農村部等ではちょっと違ってくるのではないかと。おっしゃられるとおりでございまして、市街地についてはできるだけ新しい建物は有効活用の方法をこの条例の中でも考えていく。空き家バンクのお話もございましたけれども、そういったものとも結びつけていくのが必要なのかなというふうに思っております。

農村部におきましては、先般この古民家を活用したいというふうなお話もあったりして、また市街地とは違う活用することも考えられるのかなというふうに思っております。この管理ができない、実際著しく危険ですとか、著しく衛生上有害ですとか、そういった認定をされた建物を所有者がはっきりしている場合には、所有者の方にその責任を果たしていただく。その責任を果たすというふうなことになるわけですがけれども、実際には解体等に大きなお金がかかるわけですから、それを条例上どう位置づけていくのか。それから、所有者がわからない場合、わからなくて近隣から非常に危険だと。台風が来るのだけれども、あの建物は大丈夫なのだろうかとか、あるいは犯罪の発生のおそれがあるとか、いろいろな危険が切迫しているような状態の場合に、町がそここのところどこまで対応していくのか、これが大きな課題だというふうに思っております。

今、国会のほうでは、この特措法の制定に向けた動きがあるということでございまして、どのような果たして特措法に盛り込まれるのか、そのこともやはり町の条例づくりには大きくかかわってくると思いますので、国の動向、近隣市町村あるいは県内の先進地の条例の状況、調査をしておりますので、そういったことを総合的に勘案しながら町の条例に生かしていきたいと、このように考えております。

○青柳賢治議長　　どうもご苦労さまでした。

○13番（渋谷登美子議員）　　どうもありがとうございました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時45分)